HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「独占的状態の規制」に関する音楽著作権管理事業における再検討（4・完）：独占禁止法第二条第七項と第八条の四の法解釈と適用
Author(s)	姜, 連甲
Citation	北大法学論集, 68(1), 49-133
Issue Date	2017-05-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/65796
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol68no1_02.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　説

「独占的状態の規制」に関する音楽著作権管理事業における再検討（四・完）

――独占禁止法第二条第七項と第八条の四の法解釈と適用――

姜　連甲

目　次

序
第一章　音楽著作権の管理方式と本稿の問題意識・目的
　第一節　音楽著作権の管理方式

第二節　本稿の問題意識と目的
第二章　公的独占事業分野における分割再編と事業規制
第一節　分割再編
第二節　事業法の規制
第三節　競争環境の整備における主務官庁の責務
小括
第三章　競争政策の観点からのアプローチ検討
第一節　ネットワーク効果
第一款　ロックイン効果
第二款　競争政策の観点からのアプローチ
第二節　市場の自然治癒機能
第一款　ゲーム産業
第二款　音楽著作権管理事業
第三節　Contestability Theory
第一款　Contestability Theory の基本
第二款　同理論の成立条件該当性に関する検討
第四節　行為規制：私的独占
第一款　JASRAC 事件
第二款　隠れた論点
第三款　排除措置命令の競争回復効果
第五節　行為規制：Essential Facilities Doctrine
第一款　EF 法理の概要

（以上六七巻二号）

第二款　EF 法理が導入されなかった理由
第三款　EF の該当性に関する仮説を用いた検討
第四款　排除措置に関する仮説を用いた検討
第四節　独占状態の規制
小括
第四章　「独占的状態」規定（独占禁止法第二条第七項）の成立
第一節　第二条第七項の条文構成
第一款　国内総供給価額要件
第二款　市場構造要件
第三款　新規参入困難要件
第四款　市場弊害要件
第二節　国内総供給価額要件（柱書）と市場構造要件（第一号）の成立
第一款　市場構造要件の検討
第二款　国内総供給価額要件の検討
第三節　新規参入の困難性要件（第二号）の成立
第一款　第二号の法解釈の現代化
第二款　要件の成立
第四節　市場弊害要件（第三号）の成立
第一款　適用における問題点
第二款　純粋構造規制の立法背景と趣旨
第三款　三号の立法趣旨と立法過程における文面の変遷
第四款　立法前後の有力学説
第五款　第三号の法解釈の現代化

（以上六七巻三号）

第六款　独占禁止法体系との整合性
第七款　条文の立法趣旨が重視された裁判例
第八款　第三号要件の成立
小括
資　料　編
【資料一】独占的状態規制による有力事業者の意識や行動への影響
【資料二】実際にあった狂乱物価に関する身近な事例
第五章　競争回復措置（独占禁止法第八条の四）の検討
第一節　第八条の四の解釈論
第一款「競争を回復させるために必要な措置」（第一項）
第二款　第一項のただし書き
第三款　配慮事項（第二項）
第二節　競争回復措置に関する序論的考察
第一款　競争創出のためのアプローチ
第二款　各アプローチの比較検討
第三款　競争回復措置命令の設計における基本方針
第三節　競争回復措置命令設計の提言
第一款　管理事業内容の一時的変更命令
第二款　支分権、利用形態の単位で命令設計した理由
第三款　従来の企業分割との関係
第四款　補償について
第五款　基本方針の反映
第六款　管理事業の一部をJASRACに残す理由

（以上六七巻四号）

第七款　事業内容の一部を新規事業者に管理させる理由
第八款　ただし書きとの関係
第四節　本稿の競争回復措置命令による競争回復効果
第一款　競争プロセスの創出効果
第二款　競争促進効果
第三款　考えられる競争的管理構図の変化
小括
結び
本稿（一～四・完）の主要参考文献　（以上本号）

第五章　競争回復措置（独占禁止法第八条の四）の検討

前章（『北大法学論集』第六七巻四号掲載）では、音楽著作権管理事業におけるJASRACの独占状態が、独占禁止法第二条第七項で定められている独占的状態に該当する可能性が極めて高いという結論に達した。本章では、独占的状態に対する競争回復措置を定めた同法第八条の四の法解釈を整理した上で、競争回復措置の命令設計を検討し提言する。(1)

第一節　第八条の四の解釈論

第一款　「競争を回復させるために必要な措置」（第一項）

第八条の四第一項の「独占的状態があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、事業の一部の譲渡その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができる」という条文内容から理解できるように、「競争を回復させるために必要な措置」として命じうるのは、「事業の一部の譲渡」（例示）に限らず（後述するただし書きの内容に抵触しないという前提で）「その他……競争を回復させるために必要な措置」であれば命ずることができることとなっている。

「必要な」措置である以上、競争の回復に有効なものでなければならないが、「当該事業者の市場占拠率を引き下げるのに役立つ手段であることが絶対必要」であり、それには「競争の単位を増やすことが最も有力な手段」とされている[2]。具体的には、例えば事業の譲渡、新会社の設立、資産の譲渡、株式の処分、役員兼任の禁止、営業方式の変更（リース方式から販売方式へ等々）、流通経路の開放、特許権の実施許諾、ノウハウの公開・広告宣伝活動の制限等が挙げられている[3]。

右記措置の内、実方教授は事業の譲渡や新会社の設立・株式の処分等を「構造的措置」に、流通経路の開放や営業方式の変更・特許権の実施許諾等を「行動様式の変更命令」にそれぞれ分類・呼称している。その上、「構造的措置」よりは「行動様式の変更命令」のほうが「他の企業の競争行動（シェア拡大）を容易にし、かつ新規参入に対する障壁をひくくする。……定着した行動様式は寡占市場での市場支配力の源泉になっており、その変更を命じることが競争復活のために有効であることが多い。行動様式の変更命令は構造的措置よりも現状攪乱による損失等の副作用が小さいので、それが効果的であれば当該措置を優先的に命じることになろう」と説明している[4]。更に、当該事業者の市場占拠率を引き下げることが主な特徴である構造的措置に対し、「行動様式の変更命令」の場合は「競争事業者の競争力を増強する」という特徴もあるとされている[5]。

前述から理解できるように、音楽著作権管理事業分野の独占的状態に対する「競争を回復させるために必要な措置」に関しても、有効な「行動様式の変更命令」が可能であれば、「構造的措置」よりも優先的に考案されるべきと考えられる。

第二款　第一項のただし書き

第八条の四第一項では「ただし、当該措置により、当該事業者につき、その供給する商品若しくは役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、経理が不健全になり、又は国際競争力の維持が困難になると認められる場合及び当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合は、この限りでない」と規定されている。

一．前段各項目間の関係

ただし書きの前段における「供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し」、「経理が不健全になり」又は「国際競争力の維持が困難になる」の関係について通説的見解は次のように解釈している。この三つの項目は「並列的なものではなく、規模の経済性が著しく損なわれることによって経理の不健全性が生じたり国際競争力の維持が困難となった場合にだけ発動禁止要件が成立する[6]」、「費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小」すると「経理」又は「国際競争力」への影響が多かれ少なかれ発生するが、それは長期的には克服されるべきものであるため、「本制度のもとでは、事業者が甘受すべき性格の損失」とされている[7]。

通説的見解から理解できるように、ただし書きにおける実質的な制約は、①前段の「費用の著しい上昇をもたらす程

度に事業の規模が縮小」と、②後段の「競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合」の二つとされている。「供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小」によらない「経理」又は「国際競争力」の異変はただし書きの趣旨に該当せず、また「費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小」が認められなければ、そもそも「経理」又は「国際競争力」を配慮する必要もないと考えられている。

二．「事業の規模」の解釈

競争回復措置によって縮小されることを見る「事業の規模」とは企業規模の大きさではなく、「規模の経済性」言い換えれば商品又は役務の供給「効率」と解釈されている[8]。著しく効率性が損なわれない限度内で競争回復措置を考案・命令すべきという趣旨を定めたものだが、それはむしろ当然のことである。「競争回復措置命令の内容的限界をなすものといってよく、このような措置を命じえないからといって、その他の如何なる措置も命じえないということはない[9]」とされている。また、独占的状態の成立要件である独占・寡占事業者の市場占拠率が一社で五〇％以上又は二社で七五％以上となっているため、競争事業者の規模が極めて小さいのに競争単位として事業活動を遂行していることを考慮すれば、必要以上に細分割しないかぎり、「費用の著しい上昇をもたらす程度」にはならないとされている[10]。言い換えると、「競争を回復させるために必要な措置」が「事業の規模」（効率性）に全く影響しないという状況は考えられにくいが、少なくとも「費用の著しい上昇」とまでは言えない程度の費用上昇と「必要な措置」の執行に伴う「経過的な効率の損失」（一時的な効率の損失）は想定されており、ただし書きに該当しないと考えられる[11]。

三．「経理」と「国際競争力の維持」の解釈

「経理」状況の判断について、通説的見解は「競争を回復させるために必要な措置」の実施により競争が生まれるため、市場支配のもとで需給の変動等に関係なく過大な利益率等が保たれていた独占的状態の時と比較すると、当該事業者に経理上の困難が生じるのはむしろ当然の現象で「費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小」によるものでなければ、全く問題にされる余地はないとしている[12]。即ち、「経理が不健全」は長期的に克服されるべきものであり「本制度のもとでは、事業者が甘受すべき性格の損失である[13]」。

「国際競争力の維持」についても通説的見解は「費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小」による困難でなければ、ただし書きに該当しないとしている。また、一時的に国際競争力が影響を受けても長期的には「国際競争力の維持が困難になる」のではない場合もただし書きに該当しないとされている[14]。他方で、日本の音楽著作権管理事業のように地理的要素により、国際競争に曝されにくい分野に関しては、さほど同項を考慮する必要がないことは言うまでもない。

四.「他の措置が講ぜられる場合」

「競争を回復させるために必要な措置」を正式に命ずるまで、公正取引委員会と主務大臣（当該事業者の参加も当然予想されるが）の協議手続（複数回）や公聴会の開催が法定されている（現行独占禁止法第四六条第二項、第六四条第五項）。通常、それらの事前手続き段階において「競争を回復するに足りると認められる他の措置」の有無も十分に協議され、仮に「他の措置」があり、しかも同措置が現に「講ぜられる」のであれば事件がそれで終了することになる。その判断は専ら公正取引委員会の専権事項である。しかし、複数回に亘る事前協議にもかかわらず認められなかった「他の措置」又は提示されてこなかった「他の措置」が、果たして第八条の四に基づく正式命令の直前となって突然に現れ、「講

ぜられる」と認められうるか、甚だ疑問であると言わざるをえない。したがって、実際に公正取引委員会が第八条の四に基づく「競争を回復させるために必要な措置」を正式に命じなければならないという段階に入ると、もはや「他の措置」の存在、又は存在しても同措置が「講ぜられる」現実性が考えられにくいとして、第八条の四にこのようなただし書きを加えた必要性が疑問視されている(15)。

「他の措置」とは如何なる措置かについて、通説的見解は「介入的でない競争回復手段」と解釈している。例えば、関税率の引下げによる輸入品競争の促進、新規参入を容易にするための助成措置及び事業者の自主的是正措置、行政指導等が含まれる(16)。如何なる「他の措置」であれ、「競争を回復するに足りると認められる」ことと現実的に「講ぜられる」ことが議論の前提となっている(17)。

他方で、仮に「他の措置」が認められると、公正取引委員会が本来講じようとする競争回復措置を免れることができるため、これに対する学説批判は多かった（例えば、今村説(18)）。しかし、立法当時に比べて経済社会や独占禁止法の運用姿勢が大きく変わってきている現代において、「他の措置」について消極的な側面ばかりでなく、積極的な側面もあるのではないか再認識する必要もあり、むしろただし書きに期待できる側面もあると考えられる。なぜならば、競争の回復こそが第八条の四の目的・役割であるため（企業分割は手段の一つにすぎない）、第八条の四の発動により「他の」有効な措置を引き出すことができれば、同様に第八条の四の目的・役割が達せられるからである。

少なくとも今日において、企業分割のようなドラスチックな措置命令よりも、抑制的な法運用の介入態度が好まれている。また、既述のJASRAC事件において、JASRACが自主的に私的独占の排除行為と指摘された包括徴収方式を取りやめ、放送局や新規事業者との間で、放送分野における管理楽曲の利用割合を反映した使用料算出方法について合意し実施を開始したことからも、実際の事件処理では事業者側から「他の」有効な措置を引き出すことは非現実的ではな

いであろう。

このように、第八条の四のただし書きが重要性を増しており、今日的に見て改めて価値を見出すことができるのではないかと考えられる。

第三款　配慮事項（第二項）

第八条の四第二項は同条第一項の競争回復措置を命ずるにあたって「当該事業者及び関連事業者の事業活動の円滑な遂行並びに当該事業者に雇用されている者の生活の安定について配慮しなければならない」事項（資産及び収支その他の経理の状況等）を示している。それらは次のようなものである（同項一～八号）。

同項一号　資産及び収支その他の経理の状況
同項二号　役員及び従業員の状況
同項三号　工場、事業場及び事務所の位置その他の立地条件
同項四号　事業設備の状況
同項五号　特許権、商標権その他の無体財産権の内容及び技術上の特質
同項六号　生産、販売等の能力及び状況
同項七号　資金、原材料等の取得の能力及び状況
同項八号　商品又は役務の供給及び流通の状況

これらの「配慮」事項は公正取引委員会の裁量に委ねる趣旨[19]、訓示的規定と解釈され、拘束力をもつものではないと

されている。[20] 配慮事項を十分配慮しない「競争を回復させるために必要な措置」を命じたとして同命令の効力を争うことはできないと解釈されている。[21]

本節の整理を念頭に置き、次節では「競争を回復させるために必要な措置」（以下、「競争回復措置」という）を具体的に検討する。

第二節　競争回復措置に関する序論的考察

本節では博士論文の成果（二〇一五年六月三〇日公表）を土台に、[22] 音楽著作権管理競争の回復に有効と考えられるアプローチを多角的に検討・整理したうえで、実際に第八条の四の競争回復措置として命じうる内容を明らかにする。

第一款　競争の回復のためのアプローチ

一．新たな管理団体の設立

高い競争力を持つ管理団体の新設は、管理競争を直接に生み出すアプローチである。具体的には、利用者側又は権利者側（ここでは主に音楽出版者陣営を指す）による管理団体の設立が考えられる。

（一）利用者側による設立

現行の使用条件に不満を覚える利用者陣営が自発的に既存の管理事業者（JASRAC）に対抗すべく新たな管理団体を

立ち上げることができれば、管理競争の健全化に有効なアプローチとなる。例えば放送・有線放送分野を例に取ると、全国の放送局は楽曲の「大口」利用者であり、また各放送局グループは音楽著作権の管理機能を持つ自己系列の音楽出版社を保有している[23]。そのため放送業界は著作権管理とは無縁の存在ではない（しかし、それら系列出版社の多くは楽曲管理をJASRACに信託しているのが現状である）。更に、各放送局間の意思疎通を図れる業界組織（例えば、日本放送協会や日本民間放送連盟）も存在しているので、放送局系の著作権集中管理団体を生み出す土壌が実際にある。

実例として例えばアメリカの状況を挙げることができる。同国の音楽著作権管理事業の競争は、利用者側（放送局）の自発的な動きから生まれてきたものということができる。元々はAmerican Society of Composers, Authors and Publishers（以下「ASCAP」という）が音楽著作権の管理をほぼ独占していたが、一九三九年に同社によるラジオ放送包括契約使用料率の一方的引き上げが全国ラジオ局の反発を招いた。最初は一部のラジオ局によるASCAP管理楽曲のボイコットであったが、のちに米国全土の民間放送局を統括する全米放送事業者協会の組織的介入により、全国規模のボイコットへと拡大した。同時期にラジオ局側が独自にASCAPに属しない新鋭作家の楽曲を発掘・使用し、のちにASCAPに対抗する最強の競争相手となったBroadcast Music、Inc.(BMI)の設立を主導した[24]。

このように、利用者側による新たな管理団体の設立は不可能ではない。実際に放送局系だけでなく、レコード会社系の管理団体等も考えられる。

（二）権利者側の音楽出版者陣営による設立

音楽出版者は業界の外側から見ると、楽曲宣伝或いは楽譜出版のみを行っているというような印象が濃厚であるが、しかし実際は音楽著作権の管理においても非常に重要な役割を果たしている。なぜならば、JASRACは音楽作家個人

の入会条件に高いハードルを設けていて、結果的に売れている作家でなければ、直接に入会するのが非現実的なので、音楽作家は先に所属の音楽出版者に音楽著作権を譲渡しているケースが非常に多いからである（それを音楽出版者が更にJASRACに信託管理している）。また、仲介業務法の廃止と著作権等管理事業法の制定により、管理事業への新規参入が自由となったため、JASRACよりも先に著作権を握ることが多い音楽出版者がJASRACと同様な管理業務を展開することは非現実ではないと思われる。

なお、音楽出版者といえば、前述した放送局系やレコード系だけでなく、プロダクション系や独立系の音楽出版者も多数存在しているため、それらを一つのネットワークにまとめると、JASRACの規模を凌ぐほどの管理団体が生まれると言っても過言ではないであろう。他方で、全国大半の音楽出版者を統括する組織も既に存在しており、それは日本音楽出版社協会（以下、「MPA」という）である[25]。仮に、欧米モデルを手本に維持されてきた、音楽出版者側とJASRAC間の「棲み分け」にMPAが主導的に挑むことができれば、短期間にJASRACと対等に競争できる管理組織が出来上がると考えられる。

二．共通利用窓口の設立（著作権の拡大集中許諾）

本稿で言う「共通利用窓口」とは、著作権の拡大集中許諾の延長線上にある制度発想と言える。拡大集中許諾は、元々権利者不明著作物の利用促進のために東欧で考案された制度だったが、台湾では管理団体間の権利者側に対する競争を維持しつつ、利用者に対する権利許諾の窓口だけを一本化するため、小規模管理団体の管理楽曲でも、大手の管理団体MÜST（日本のJASRACに相当する存在）と同等な利用機会を得ることができ、格差のある競争土台を整備するという期待も込められ、「共通利用窓口制度」として立案・導入されたのである（権利の拡大許諾の一種である点において

はイギリス等の拡大集中許諾とは共通しているものの、導入趣旨や実際の制度設計面においては大きく異なっている[26]。

「共通利用窓口」の設立は、独占的状態の維持をもたらす音楽著作権管理事業に顕在するロックイン効果の緩和、及び管理団体間に顕在する事業力較差の是正に有効なアプローチである。前述の管理団体新設と比べ、直接に競争それ自体を創出するというよりも、むしろ競争が生まれやすくなるための市場環境（基盤）を整える、という役割を果たすアプローチである。

管理事業者が複数存在する場合、すべての楽曲を使用するために利用者側が複数の管理事業者と個別契約して使用料を複数回支払わなければならないという問題は避けられない。他方で管理競争が比較的に健全な場合、管理事業者が複数存在しても、利用者は管理競争がもたらす利益を享受できるため、複数の管理事業者との契約や支払でも受け入れやすくなる（例えば米国はそのような様相を呈している[27]）。

しかし、管理事業者の間に事業力（管理楽曲数等）の較差が大きく、複数の契約に見合うほどの恩恵を得られないなら、利用者側が最も契約価値の高い管理事業者と取引する傾向が強まる。例えば、JASRAC事件は表面上包括契約の違法性を争っているが、本質的には九九％の楽曲も管理するJASRACに惹かれる利用者側の選択傾向を如実に表している実例と言える。楽曲を大量に管理する大規模管理事業者とのみ契約する利用者側の傾向が強まると、不利益を最も蒙るのは小規模管理事業者に楽曲を管理委託している権利者となる。すると、それらの権利者も楽曲を使用される機会を求め、小規模管理事業者から大規模管理事業者へと移る。このように、音楽著作管理事業分野では、独占的構造が一旦形成されると、その状態が維持や強化されやすくなる[28]。

そのため、多重な使用料や複数の使用手続きを簡素化し、小規模管理事業者の楽曲でも対等に使用される機会を確保することは非常に重要になってくる。この点において、契約や支払の手続を共通化・一本化させる「共通利用窓口」の

構築は有効な方策である。これは、管理事業者間の垣根を越えてすべての楽曲を利用者側が一つの窓口と一つの料金体系（共通使用料は強制ではなく、各管理事業者の個別使用料を選択することも可能）を通じて使用できるシステムである。また、「共通利用窓口」が構築されているため、異なる管理事業者の管理楽曲を利用しても、楽曲データの電子システムや各種書式も一つに統一し共通化される。

「共通利用窓口」は楽曲利用を受け付けることだけでなく、実際にどの管理事業者の楽曲が使用されたかを記録・統計し、徴収した使用料を当該事業者へ分配する役割も担っている[29]。

他方で、「共通利用窓口」の構築に管理事業者間の信頼と協力が欠かせないが、大規模管理事業者が代表として「共通利用窓口」になるというアプローチと、既存の管理事業者から独立した「窓口」を新たに設立するというアプローチが考えられる。しかし、後者よりも前者のほうが、より実現しやすいアプローチのようである。実際に台湾の場合は、主務官庁主導のもとで、最大手の中華音樂著作權協會（MÜST）を代表とする「共通利用窓口」を段階的に導入する試運用を二〇一五年から始めている（最初はカラオケ分野の管理業務から）[30]。

日本の現状に当てはめて言えば、JASRACが「共通利用窓口」となるであろう。利用者側（例えば全国各地のカラオケボックス）は、JASRACとの手続のみでJASRACの楽曲かそれとも競争者であるe-LicenseやJRC[31]の楽曲かを気にすることなく、

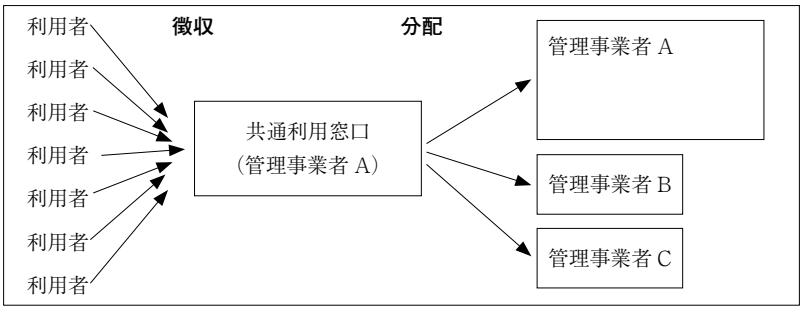

JASRAC（窓口）との契約だけで自由に使用できるようになる。他方でJASRACが総使用料を徴収してどの管理事業者の楽曲が使用されたかを特定・統計したうえで、割合に応じて各管理事業者へ分配する。

こうして、どの管理事業者に楽曲管理を委託しても楽曲を利用される機会が平等となれば、権利者側の選択余地は広がり、管理競争の健全化も図られる。

三．JASRACに対する構造的規制

JASRACと競争者の間に過度な事業力の較差が長期にわたって続いているため、管理競争は著しく抑制されている状態にある。他方で、その較差は音楽著作権管理事業の特性により容易に解消されない。したがって、JASRACに対する企業分割の実施等、前述した較差の是正に直接的に作用する構造的規制は、競争の回復に有効と考えられる。

四．権利者用各種書類の書式共通化を図る

既述のように、JASRACはすべての支分権・利用形態を管理している一方、新規管理事業者には管理できる支分権・利用形態が限られている。そのため、権利者は楽曲を新規管理事業者に管理委託したとしても、JASRACでしか管理できない支分権・利用形態については改めてJASRACと信託契約を結ばなければならないのが現状である。JASRACと新規管理事業者間の管理契約に関わる各種書類の書式が異なっていて「作品の登録手続、訂正手続、データベースの確認、著作物使用料の再分配といった煩雑な作業が増加するため、……イーライセンスやJRCに管理委託することに消極的になっているのである。これは特に膨大な数の楽曲を管理する放送局系の音楽出版社に顕著にみられる傾向である[32]」。即ち、細かで煩雑な作業でも作業量が増えれば、権利者側にとって、新規管理事業者の管理サービスの利用を

阻むスイチッング・コストとなりうる。権利者が管理契約を結ぶための各種書類の書式を共通化させることができれば、スイッチング・コストを軽減し、新規管理事業者の管理サービスを利用するインセンティブを高めることに一定の効果があると考えられる。

第二款　各アプローチの比較検討

前述の①新たな管理団体の設立、②「共通利用窓口」及び③JASRACに対する構造的規制の何れも、競争の回復に直接的に有効なアプローチであり、④各種書類の書式共通化がスイッチング・コストを軽減し、間接的に競争の回復に働くアプローチであるが、すべて第八条の四の競争回復措置として命じうるわけではない。

第八条の四は基本的には特定の名宛人に対する競争回復措置を命じる条文であるため、名宛人の立場にない楽曲の利用者や音楽出版者に対して管理団体の新設というような競争回復措置を命じることができない。したがって、右記の①は競争回復措置から外される。

右記②「共通利用窓口」の設立と④書式共通化について、JASRACに命ずることはできるが、JASRACの競争者らの協力がなくてはならないであろう。おそらく、新規管理事業者側は協力すると思われるが、競争回復措置の実効性が競争者らの動向に左右される以上、競争回復措置命令としては不完全な設計であり、基本的には避けるべきと考えられる(33)。

ただし、第八条の四は右記①、②と④のアプローチに全くコミットできないということではない。なぜならば、①、②と④は主務官庁である文化庁が主導して推し進めることができるアプローチという側面が大きいため、第八条の四の

発動手続きに組み込まれている公正取引委員会と主務大臣の協議プロセス（独占禁止法第四六条、第六四条第五項）を活用して、①、②と④のアプローチを「競争を回復するに足りると認められる他の措置」（独占禁止法第八条の四ただし書き）として実現させる可能性があるからである。

また、特に主務官庁や新規管理事業者側からの確約を得られ、措置命令への協力が保障される場合には、②と④のアプローチでも競争回復措置命令として講じることもできなくもないであろう。右記アプローチの競争回復効果及び競争回復措置の命令設計についての検討は別稿に譲ることとする。

他方で、構造的規制が独占の状態が続く事業分野での競争の回復に有効であることは前節で検討したとおりである。更に、右記③のようなJASRACに対する直接的な構造的規制というアプローチなら、第八条の四の競争回復措置命令を通じて講じることができる。

このように、音楽著作権管理事業分野における競争の回復に有効なアプローチは複数あるものの、実際に第八条の四の競争回復措置として公正取引委員会が直接に命じうるのは右記③のJASRACに対する構造的規制となる。また、その他のアプローチは、第八条の四による競争回復措置案に代わる「他の措置」として、又は一定の必須条件が確保されてはじめて講じうる競争回復措置として、議論される意義があると考えられる。

そこで、本稿ではJASRACに対する構造的規制という視点から、具体的な競争回復措置の命令設計を検討することとする。

第三款　競争回復措置命令の設計における基本方針

競争回復措置の検討において、本稿は（一）著作者こそ音楽著作権管理事業が成り立つ源泉という立場から権利者側市場に軸を置き、競争回復措置命令を設計し、（二）競争プロセスの創出を重視するという方針を貫いている。

一．権利者側市場に軸を置く命令設計

権利者市場と利用者市場の両方で構成されている音楽著作権管理事業という両面市場（二面市場）において、同時に二種類の市場に対応する競争回復措置命令は実務上、決して容易なことではないので、命令設計をどちらかの市場に照準を合わせることが必要となる。

新しい音楽作品を絶えず作り出す著作者が音楽著作権管理事業の成り立つ源泉であり、著作者の意思や利益が十分に保障されてはじめて音楽産業全体の真の繁栄が生まれる。だからこそ、権利の集中管理小委員会報告書は「著作権管理は著作者の利益の実現のために存在するのであり、著作権管理団体が管理を行う場合にあってもまず著作者の意思を尊重すべきである」と明記している[34]。他方で、著作権法制についても「まず意図することは著作物を創作する者、著作者の保護[35]」とされている。したがって、著作者こそ音楽著作権管理事業の源泉という観点から、権利者側市場に照準を合わせて命令設計すべきと考えられる。

また、「著作者が自らの意思に基づき著作権管理の方法や著作権管理団体を選択[36]」するという、競争的管理的政策の観点からも、競争による著作者の利益の保障と実現に軸を置き、権利者市場に照準を合わせて競争回復措置命令を設計すべきというのが本稿の考え方である。

他方でしかし、右記の権利者側市場に軸を置く競争回復措置の命令設計は、決して利用者側市場の軽視を意味しているわけではない。なぜならば、権利者側市場では競争が生まれれば、それに連動するだけの競争が利用者市場において

も生まれると考えられるからである。

二．競争プロセスの重視

競争そのものは重要ではあるが、本稿は競争が生まれてくるプロセスの創出をより重視している。具体的に、管理事業者の選択及び最終的な競争構図の形成は業界の外部から人為的に決めて押し付けるのではなく、あくまでも権利者側の自由意思に委ねられるべきというのが、本稿の考え方である。競争そのものを求めるあまり、命令の内容が権利者側の選択意思を阻害してしまうような事態を回避しつつ、競争回復措置命令を設計する必要がある。

著作者こそ音楽著作権管理事業が成り立つ源泉であるため、このような競争プロセスの重視は権利者側の利益のためでもあり、前述の方針（一）とは、本質において共通している。新規管理事業者を選ぶかJASRACを選ぶかを、権利者自ら自由選択するという過程で生まれる競争プロセスの中で、音楽著作権管理事業の競争的構図が再構築されていく。新規管理事業者とJASRACが互角に渡り合うような競争的構図が形成されるか、或いは命令の実施後に再びJASRACの独占状態に戻るか、それは権利者側による自由選択の結果として尊重されるべきと考えられる。

前述の方針に基づいて、次節から競争回復措置の命令設計を検討する。

第三節　競争回復措置命令設計の提言

第一款　管理事業内容の一時的変更命令

現在、JASRACが「演奏権等」、「録音権等」、「貸与権」や「出版権等」に関するすべての利用形態を実質上独占的に管理している[37]。

このような独占的状態の実情を踏まえ、六年という期間に限定し、JASRACによるノウハウや技術指導及び、JASRACと新規管理事業者間の補償交渉も可能であることを前提とし、JASRACに対して期間限定・補償付きの管理事業内容の一時的変更という競争回復措置を命ずる。

具体的には右記利用形態のうち、「録音権等」（②⑤⑥⑦⑧）、「出版権等」（④）及びインタラクティブ配信（⑩）について、期間を限定し（命令実施期間中でも乗り換えの機会が保障される六年間）、更に補償に関する交渉も可能という前提で、管理事業内容の一時的変更（言い換えると、管理業務の休止・開放）を命ずるという競争回復措置案である。

本競争回復措置命令の趣旨は、歴史経緯や著作権管理事業に特有のネットワーク効果とロックイン効果の存在を原因とするJASRACの独占的状態により阻害された新規管理事業者にも、あるべき成長の機会を新規管理事業者に与え、比較的公正な競争プロセスを創出することにある。この競争回復措置命令により新規管理事業者にとって、管理経験や能力を向上させる機会だけでなく、日本中すべての権利者（音楽作家や音楽出版者等）に対して自社の管理サービスをアピールする機会と利用される機会が初めて訪れることになる。同時に、新規管理事業者間の本格的競争の始まりでもある。

①「演奏権等」 コンサート、カラオケ、映画上映など	②「録音権等」 CD、レコードなどへの録音⑤映画への録音、⑥ビデオグラムへの録音、⑦ゲームソフトへの録音、⑧コマーシャル送信用録音	③貸与権 CDレンタル	④「出版権等」 楽譜・歌集など
⑨放送・有線放送			
⑩インタラクティブ配信			
⑪業務用通信カラオケ			

第二款　支分権、利用形態の単位で命令設計した理由

前述のように本稿は、「録音権等」や「インタラクティブ配信」のように、特定の支分権又は利用形態の管理事業を、命令対象としている。言い換えると、対象業務の全体に対する休止の命令である。

他方で、対象業務の部分的休止（例えば「録音権等」管理の五〇％のみを休止とし、残りの五〇％は引き続きJASRACが管理）は考えられないかという議論がある。しかし、そのような競争回復措置は避けるべきであろう。その理由は次のとおりである。

競争回復措置命令を受けてJASRACから新規管理事業者へ移るのは物的資源（設備や工場等）ではなく、楽曲の権利者である著作者や音楽出版者である。権利者によって考え方がそれぞれ異なっており、新たな管理委託先が信頼できるかを厳格に選別する者もいれば、選択可能ならJASRACに残りたいという者もいる。また、作曲者Ａや作詞者Ｂのように、一つの楽曲でも複数の権利者が関わっていることがよくあるため、どの権利者をJASRACに残すか、どの権利者を新規管理事業者に移すかについて、全員それぞれの同意を得て分けるのは実務上、無理がある。

したがって、部分的なものより、むしろ特定の支分権・利用形態の全体を業務休止命令の対象とするのが、現実的な命令設計と考えられる。

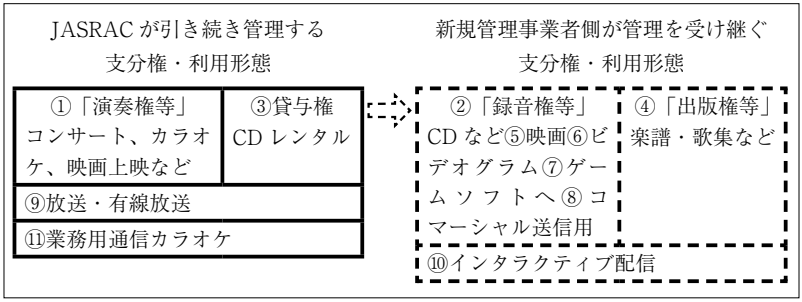

第三款　従来の企業分割との関係

従来の代表的な競争回復措置と言えば、所謂「企業分割」であった。企業分割措置の内容は機械設備、生産部品や事業部門といった物理的資源の売却譲渡がほとんどであった。そのため、分割を実施するには、売却する機械設備の数量算定（市場シェアの何％相当）、売却相手の募集、妥当な売却価格の検証、入札の実施や機械設備の移動等複雑で大掛かりな作業が伴う。たとえ独占事業者側が自主的な分割措置を約束・履行する場合でも、目指されるべき競争的市場構造（各事業者の市場シェア）の目標をどう設計するか等競争当局がすべて予め定めなければならないのであった。例えば United Shoe Machinery 社に対する分割訴訟事件（United States v. United Shoe Machinery Corp. (1953、1969)）[38]では、分割対象の選定や、United Shoe Machinery のシェアをどこまで縮小させれば足りるとするかについて、政府側と地裁の意見が対立していた。その結果、同社に対する垂直分割が実施された十数年後に（同社のシェアは八五％から六二％に縮小）、更に水平分割も追加実施され（同社のシェアが六二％から三三％に）、同事件の決着には前後併せて約二十年という長い期間が要された[39]。

果たして競争の構図（市場構造）や競争回復の指標（競争者の数等）が人為的に構想・設定されうるものなのか、果たして設定された構図や数値は音楽著作権管理事業の源泉である著作者の利益に繋がるのか、甚だ疑問である。他方で、設定された構図・指標を基に公権力による系列部門の垂直分割や生産設備の水平分割は、現代の日本では決して簡単に実施できることではないと思われる。

本稿で検討している JASRAC に対する競争回復措置は、従来のような機械設備や生産部品等物理的資源に対する企業分割ではなく、管理事業内容（役務）の一時的変更（管理事業一部の一時的休止）命令という内容となっているので、

その実施方法は実質的には著作権信託契約約款の一時的改定や（委託者との）信託契約管理範囲の変更という手続的作業の形で進められることとなる。したがって、前記の系列部門や生産設備を対象とする企業分割のような大掛かりな実施作業は必要ない。競争回復措置を通じて如何なる競争的構図を目指すかについても、従来のように「ひな形」（市場構造指標）を競争当局が人為的に定めるのではなく、権利者側の意思をできるだけ尊重・反映させ市場の選択に任せるべきというのが、本稿の立場であることは既述のとおりである。

他方で、本稿で考案する競争回復措置命令の実施過程は、従来の企業分割とは大きく異なっているものの、市場構造の変化をもたらしうるという実施効果の面においては企業分割と共通している。そもそも論として、契約変更という事務手続によって進めることができ、かつ著作権者の選択意思も尊重されるような競争回復措置でなければ、第八条の四を適用しうる現実性をほとんど見出しがたいのも実情である。

第四款　補償について

一．補償の理由

JASRAC への補償は、新規参入のハードルを引き上げるのではないかといった懸念もあるが、それでもなお、競争回復措置に盛り込むことは必要なのかということを論理的整理しておく必要がある。次の理由から、補償を命令設計に盛り込むことが必要と考えられる。

（一）JASRAC が新規事業者側に一定の補償を求めることができることを、競争回復措置案に盛り込んだのは、筆者が提言する競争回復措置命令は JASRAC の事業力を削ぎ、複数の管理団体に分割するためのものではなく、また競争

力の弱い競争者を保護するためのものでもなく、あくまでも公的保護を受けていたJASRACと公正に競争するのに必要な事業規模や管理能力を育てる機会[40]を新規管理事業者に与え、競争的管理構図の自然形成を目的としている。

（二）新規管理事業者にとって、JASRACから大量の管理業務を効率的に展開するための技術やノウハウを提供されることは事業能力を向上させる上で、非常に貴重である。JASRACには、競争相手に技術援助等を与えると同時に、相応する対価を受け取る権利も生じるであろう。また、管理事業の内容の変更命令に関しても、公正取引委員会は「〇〇と〇〇の管理業務について、無償でその他の新規事業者に行わせなければならない」というような競争回復措置をJASRACに命ずることができない。事業内容の変更は対価を伴うものとなるであろう。独占的状態に関する事件ではないが、実際に有償の措置命令の実例がある。

例えば、八幡・富士合併事件（昭和四四年一〇月三〇日、同意審決審決集一六巻四六頁）では、合併会社の新日鉄（八幡＋富士）が、鉄工所や製鉄所、株式の譲渡、高炉の譲渡、ノウハウ提供、技術援助を競争事業者に行うことを命じられているが、これらすべてが有償であった。

（三）また、ある程度の補償を支払ってでも管理事業に参入しようとする覚悟と能力がないのに、「ノリ」だけで安易に参入を試みると、結局権利者の利益を損なってしまうおそれがあるため、補償という項目を設けることにより、管理レベルの維持にも繋がるのではないかと考えられる。

二．補償の程度

補償の程度について、競争回復措置命令の枠内における補償であるため、JASRACの都合よりもむしろ新規管理事業者の経営インセンティブ及び権利者側が競争から受けるべき恩恵の確保を前提に設定されるべきであろう。一例とし

て、競争回復措置命令実施前におけるJASRAC管理手数料（主な収入源）の一割～三割（基本給与が全体収支の三割ほど占めている[41]）を目安に補償率を設定するのは一つの方法である。

例えば、平成二八年六月から平成二九年三月分配期の映画録音に関するJASRACの管理手数料の実施料率が二〇％である[42]。補償率をその管理手数料率の一割（一〇％）とすれば補償金の額は、新規事業者が徴収した映画録音使用料合計×〇．二×〇．一という計算である。

ここでは、一割というような率の設定が細かすぎるのではないかという疑問があるかもしれない。しかし、実際に音楽産業は正に、数％単位の細かい計算で営まれているビジネス業界である[43]。競争回復措置の考案に際して一割にするか二割にするかという率の設定に関する議論はあるかもしれないが、立案の方向性としては合理的と考えられる。また、博士論文における管理手数料に基づく具体的なシミュレーションの結論として、新規管理事業者の管理手数料率（実施料率）がJASRACより安く設定されている傾向にあるため、補償金を支払うとしても、一定の経営利益を確保できると考えられる[44]。

また、現状では、未だに市場に残って転機を狙っている新規管理事業者には、会社自身（使用料を分配した後）の経営利益よりも長い先における事業基盤の構築を優先させるという「リスクを恐れないハングリー精神」が見られるので、補償金はよほど不合理な率でなければ、新規管理事業者がそれを受け入れ可能であると考えられる。

第五款　基本方針の反映

競争回復措置の設計にあたって、本稿は（一）著作者こそ音楽著作権管理事業が成り立つ源泉という立場から権利者

側市場に軸を置き、競争回復措置命令を設計し、（二）競争プロセスの創出を重視するという方針を貫いていることは、本章第二節で述べたとおりである。この二つの方針は競争回復措置に、次のように反映される。

一．権利者側市場に軸を置く命令設計

JASRACが管理している音楽著作権業務のうち、新規事業者でも管理可能な録音権業務、出版権業務及びインタラクティブ配信業務を、新規事業者に管理させるという、JASRACに対する管理事業内容の一部変更命を通じて、JASRACと対等に競争できる管理能力を身に付ける機会を新規事業者に与え、健全な競争を展開するのに必要な事業基盤を築くことができる。

また、管理事業の安定性の観点から本稿は、新規事業者では管理能力が不十分と考えられる演奏権や貸与権等の管理業務について、従来のようにJASRACが管理可能としているため、権利者市場の混乱や著作者への皺寄せを未然に防ぐように、命令設計を工夫している（一部の管理事業をJASRACに残し、一部を新規事業者に管理させる詳しい理由は後述の第六項と第七項で説明する）。

競争回復措置の実施を通じて、新規管理事業者が成長し躍進できれば、著作権管理事業が成り立つ源泉である著作者の選択肢が増え、「著作者が自らの意思に基づき著作権管理の方法や著作権管理団体を選択」できるようになる。

二．競争プロセスの重視

本稿は、JASRACに対する「企業分割」ではなく、競争回復措置命令の中に、六年という実施期間と、JASRACが新規事業者に一定の補償を求めることができる（ただし、補償の求めに応じるかどうか、及び応じる場合の補償率は、

新規管理事業者側の判断に委ねられる）ことを、盛り込んでいる。

競争回復措置命令の実施「期間」を六年間とするのは、JASRAC の著作権信託契約の期間が三年間となっているので、六年間の二回契約とすれば、六年間のうち権利者に二回契約する機会が与えられ、その中で新規事業者を再選択することができるからである。また、何れの新規事業者の管理サービスにも不満な場合には、六年という実施期間の終了後に、権利者側は、再び JASRAC に戻ることを選択することも可能となり、自由選択の意思を保障される。

なお、実施期間六年以上としなかったのは、六年間あれば競争プロセスが創出されるのに十分と考えられるからである。九年又は一二年のように、実施期間が長くなると、競争回復措置命令という外在のアーティフィシャルな要因により、音楽著作権管理事業分野における競争の勢力図が固定化されてしまうおそれがある。そうなると、競争のための競争ではなく、権利者側の選択意思と競争プロセスの創出を重視するという、本稿の趣旨にも反する。

他方で、新規事業者に一定の補償を求めることができるとしたのは、一部の業務が休止されたとしても、JASRAC が管理事業の再開に備え、今までそれらの業務を支えていた職員や技術といった事業資源を一定程度温存するためには、多大な維持費用が必要となることを考慮したためである。

このように、本稿の命令設計は、JASRAC を解体し、その事業力を削ぐためではなく、権利者側が理想の管理先を選択し、理想の競争構図が権利者側の自由意思から、自然に生まれるための競争プロセス（機会）の創出を重視している。競争プロセスを重視する競争回復措置命令こそ、著作者のためになる命令設計であると考えられる。

第六款　管理事業の一部を JASRAC に残す理由

「録音権等」などの管理事業を競争回復措置命令の事業休止対象とした一方で「演奏権等」などの管理事業をJASRACの元に残したことには次のような理由がある。

一．「演奏権等」はJASRACでしか管理できないのが現状

「演奏権等」は非常に重要な支分権であり、その利用管理ができれば管理事業の競争において非常に優位に立つことになる。「演奏権等」の管理は「設立以来JASRACの存在意義の根幹を成す分野と位置付け」されている[45]。「演奏権等」の管理を可能としたのは全国規模の管理ネットワークシステムという、巨大な事業基盤である[46]。全国で毎日のように発生している管理作品の不正利用を迅速に察知して取り締まることは、管理事業者にとって当然の義務と思われるかもしれないが、実はそれが最も難しく、事業能力を要する作業である。

JASRACの管理ネットワークは、東京圏地域が重点となっているが、北は北海道から、南は那覇まで、実に全国各地を完全にカバーしている体制となっている。この管理ネットワークシステムは一義的に演奏権の管理に必要な体制であるが、実際には「録音権等」など他の支分権に対する権利侵害の監視にも活用され、相乗効果をもたらしていると考えられる。

侵害行為と言えば、インターネットや携帯サイトのレンタル掲示板で音楽ファイルを違法配信したり海賊版の複製物をネットオークションへ違法に出品したりする等の違法行為が一般的であるが[47]、常習的な違法コンテンツの提供元は（特にJASRACにとっては）比較的察知しやすい。なぜならば、JASRACが独自の電子監視システムを開発・運用しているからである（例えば、「J-MUSE」監視システム[48]や「電子透かし」監視技術等[49]）。インターネット等で違法利用が発生すると違法ファイルの追跡までできるようになっており、全国のどこでも違法利用を察知すると、現地の事務所職員が

すぐ現地の警察と連携して取り締まることができる。このような監視体制には、右記ネット空間の電子監視システムと全国規模の監視ネットワークの相乗効果があると考えられる[50]。

他方で、全国規模の監視ネットワークが最も役割を果たせるのは現実社会における「演奏権等」の利用管理にあると思われる。全国各地どこのフィットネスクラブであろうと、どのカルチャーセンターであろうと、その使用料を可能なかぎり多く、確実に徴収できるのがJASRACの強みである[51]。現実社会はインターネットとは異なっており、楽曲の不正利用が発生可能な場所が多く、しかも隠蔽性も高いのが特徴である。それらを察知する方法として、ファン等からの通報も重要であるが、各地に事務所や潜入調査員を配置し常に監視を行っている全国規模の監視ネットワークが重要な役割を果たしている。

今までJASRACが全国範囲で実施してきた「集中ローラー」作戦[52]や「Gメン」[53]の配置が業界では有名な話である。JASRACの「Gメン」は全国のカルチャーセンターや喫茶店、社交場等を可能な限り一軒一軒回って無断利用がないかを調べ、無断利用を発見すると使用料を「取り立て」なければならない[54]。使用料を徴収できない場合はJASRACが訴訟まで提起しなくてはならない[55]。これらの気が遠くなるような作業が必要なので、他の支分権よりも管理手数料率が高くなるのも頷ける一面もある[56]。まさに長年培ってきた管理ネットワークシステムや管理ノウハウを有するJASRACだからこそ、管理できていると言っても過言ではないと思われる[57]。このような実情は新規管理事業者自身も十分に認識しているため、「演奏権」について管理できないことを認め、JASRACへの信託管理を勧めているのである[58]。

前述から理解できるように、「演奏権等」の利用管理においてやはり多くの現実問題が付きまとっている。新規事業者が相当な管理能力を身に付けるまでは「演奏権等」の管理をJASRACに任せた方が妥当と考えられる。

他方で、前章で述べたように、音楽著作権管理の実務的視点から考察する場合は、「演奏権等」という大きなカテゴ

リーを更に、権利者が自己管理可能な項目（例えば全国の主要イベント会場で開催されるコンサート）とJASRACでしか管理できない項目（例えば各地のフィットネスクラブでの楽曲使用等）に細分化することができると考えられている。しかし、本章は独占禁止法の純粋構造規制という視点から競争回復措置の内容を検討するため、管理事業全体の規模の経済性、JASRACの収益状況や（音楽出版者やプロダクションだけでなく）音楽作家と利用者側の利益も含めたより広い観点からの考慮が必要となる。例えば、JASRACの「演奏権等」に関する管理手数料は届出料率[59]が三〇％、実施料率[60]が二六％（二〇一六年三月時点）と他の支分権の管理手数料率より遥かに高い水準となっている。それでもこの率は管理しやすい利用形態（例えば全国の主要イベント会場で開催されるコンサート）からの収益性による内部補助実施後の比較的合理的な演奏権の管理手数料率とされている。そのため、「演奏権等」というカテゴリーを細分化すると、ただでさえ高い管理手数料の更なる高騰を引き起こすおそれがある（他方で、利用者側の使用料の高騰も予想される）。このように、JASRAC自ら「演奏権等」の細分化を提案しないかぎり、外部からの細分化措置はなるべく避けるべきと考えられる。

JASRACの「演奏権等」を更に細分化し、後述の「放送・有線放送」の管理をもJASRACから分離するという、より厳格な「分割のための分割案」も理論上ありうることは認める。しかし、既述のように、本稿における競争回復措置命令の目的はJASRACの事業力を削ぎ、複数の管理団体に分割するためではなく、あくまでも公的保護を受けていたJASRACと公正に競争するのに必要な事業規模や管理能力を育てる機会を新規管理事業者に与えることを通じて競争的管理構図の自然形成を目指すものである。したがって、本稿は敢えて最も堅実な競争回復措置案を検討することとする。

二「放送・有線放送」と「貸与権」に対する措置も慎重さが必要

（一）「放送・有線放送」

「放送・有線放送」について利用者は主に放送局であり、全国各地に数多く散在している店舗やライブ会場等に比べ、比較的把握しやすい。また、使用料総額の計算は一九七八年四月からブランケット方式を採用しており、また二〇一五年九月一八日に、文化庁立会いのもと、JASRAC、新規管理事業者及び放送局との間で「放送分野での音楽の利用割合算出方法に関し放送事業者等と合意」が交わされ、放送利用管理市場において、放送利用割合を反映する包括徴収が可能となった。

そのため、単に使用料の徴収だけなら、新規管理事業者でも徴収業務を遂行できると思われる。他方でしかし、放送利用の管理における難点について、筆者が博士論文において、放送使用料の徴収よりも、むしろ実際に使用された楽曲の特定、使用料の統計及び危機対応にあると指摘している(61)。

十数年来、JASRACが放送局に働きかけ、全曲報告の導入を進めてきた結果、現在（二〇一六年時点）は放送局の大半が全曲報告を実施するようになった。右記の「楽曲の特定」という点は以前と比べ、だいぶ進んできており、この管理市場への新規参入が容易になったことは確かである。この管理市場で、新規参入による競争が徐々に生まれてくるのは大変期待されることだが、しかし「放送・有線放送」の管理事業に関する競争回復措置となると、やはり慎重に命令設計すべきという、従来の考え方を堅持する。その理由は次のとおりである。

①サンプリング方式による楽曲の特定は依然として必要

放送局の大半が既に全曲報告を実施するようになっているが、全曲報告を導入・実施していない放送局がまだ存在しているため、サンプリング方式による楽曲の特定作業は現在も行われている。

サンプリング方式は、マンパワーを必要とする膨大な作業であるうえ、管理事業者と各放送局間の緊密な連携が求め

られる。なぜならば、該当の放送局とそれぞれ著作権週間を決め順次に使用楽曲を確実に報告してもらい、最後に各局からの報告データを正確に統計するという作業を繰り返さなければならないからである。

② 使用料の統計と分配にマンパワーが必要

全曲報告やサンプリング調査により、実際に使用された楽曲が特定できたとしても、更に使用料の統計や分配という複雑な作業を行わなければならない。具体的には楽曲の使用形態（メイン、テーマ音楽、背景音楽）、演奏時間、使用した放送局の較差点数等から各楽曲の著作物較差点数を算出した上で分配額を算定するというプロセスとなる(62)。また、数万人の音楽作家や数百の音楽出版者等への使用料分配も正確に行わなければならない。このような膨大な業務も将来的には完全に自動化される日がやってくると予想されるが、現状においてはマンパワーに頼るところが大きい。

サンプリング調査についても大規模の使用料統計や分配業務についても、新規管理事業者は経験が不足しているため、管理事業の混乱を避けることや権利者利益の保護の観点から、「放送・有線放送」をJASRACに残すべきと考えられる。ただ、前述のように、新規管理事業者側の新規参入が制限されていないので、管理経験を積むにつれ、徐々にこの市場でのシェアを拡大することは十分考えられるであろう。

③ 突発事態への対応力と信頼度が必要

「放送・有線放送」の管理は突発的な事態への対応力と放送事業者側との信頼関係が要求される。例えば、著作権の管理をJASRACに信託している佐村河内守氏の作品の一部が別人の作曲と発覚した事件で、JASRACがやむなく同氏作品の許諾をすべて保留する声明を発表したため、一時はソチオリンピックで使用予定であった同氏の楽曲が中継・放

送できないという事態に発展した。このような事態は減らすことができても完全に防ぐことが大変難しいため、長年に亘って築いてきたJASRACと放送局間の相互信頼と連携体制が非常に重要である[63]。

このように、「放送・有線放送」に関する膨大な管理業務が成り立つのは、JASRAC自身の事業力や管理ノウハウは勿論、JASRACと放送事業者等との間で長年培ってきた相互信頼と連携体制というソフトパワーも大きな支えとなっていると思われる。

④「放送・有線放送」の管理事業は二次使用料等の分配業務を支える

他方で、JASRACがサンプリング調査等で放送事業者側との連携を密にすることは実質的には二次使用料等の分配業務を支える基盤ともなっている。両者の連携に不協和音が生じると、実演家や原盤権者に対する二次使用料等の分配に支障をもたらすことになる。

実演家に対する二次使用料は日本芸能実演家団体協議会（以下、「芸団協」という）を介して分配されることとなっている（具体的な業務は芸団協の内部組織であるCPRAが行っている）。芸団協による二次使用料の分配には、JASRACが放送局から集めている楽曲データ（サンプリングデータを含む）が使用されている[64]。また、原盤の二次使用料（一部）は日本音楽出版社協会（以下、「MPA」という）から原盤権者（音楽出版者やプロダクション等）へ分配されているが、これもJASRACの分配データに基づいて行われている[65]。右記から理解できるように、JASRACによる「放送・有線放送」、そしてJASRACと放送事業者側の連携は、二次使用料等の分配業務や著作隣接権者利益の保障にとっても非常に重要である。

（二）貸与権

貸与権の管理についても、放送利用の場合と似通っている。例えば、CDレンタルと言えば、各レンタルショップの貸出し回数に応じて著作権の使用料が計算されるが、この統計作業はJASRACのサンプリング調査によって行われている[66]。このサンプリング調査は放送利用管理のように大変事業力を要する作業ではあるが、それ以上に経営情報の守秘義務等が絡んでおり、歴史的経緯によりレンタル業界から信頼を置かれているJASRACのみが確実に調査を遂行できるのが現状のようである。

また、芸団協やMPAの分配作業にもJASRACが作成している使用実態調査資料が用いられている。具体的に言うと、芸団協はレンタルショップからレンタル商組合を通じて実演使用料を徴収しているが、この使用料もまたJASRACが作成している使用実態調査資料によるカタログ別貸与回数データを基に、各カタログに参加したアーティストに分配されることとなっている[67]。また、レンタルCDの原盤を多く製造しているプロダクションや音楽出版者へのレンタル使用料分配も、MPAがレコード協会から取り分を受領したうえで、レンタルショップからJASRACへ提出される貸出しデータに基づいて行われている[68]。

前述から理解できるように、JASRACによるレンタルの調査データの正確度もまた、他の管理団体の分配業務や隣接権者の利益に直接関係している。各サイドの利益保障は事実上JASRACによる迅速な調査と精確な分配を前提としている。このような事情から、新規管理事業者自身も右記の管理業務が履行できないことを認めていた[69]。

三、「業務用通信カラオケ」はカラオケ全体の管理業務に不可欠

カラオケはカラオケボックス、カラオケスナックやカラオケ教室、飲食店等全国津々浦々で広く利用されている。カ

ラオケの著作権管理と言えば、JASRAC「全国の支部職員らが足で一軒一軒カラオケ施設を把握して個別の許諾契約交渉を行う」時代もあったが、その後、飲食店、旅館等事業者団体、更にはカラオケ事業者等協力を得ながら徐々に効率的な管理体制を築いてきた[70]。カラオケ利用の契約数は一九八七年時点で三万件ほどだったが、二〇一五年に一七万件近くに上った。これほど多くの契約店舗の利用状況を把握するために、JASRACはサブスクリプションサービス（業務用通信カラオケを含む）にも対応できる膨大なデータベースを記録・管理できる独自のシステムを構築した[71]。業務用通信カラオケに対する管理は、業務用通信カラオケの業務自体に止まらず、カラオケ全体の管理業務の遂行に重要な役割を担いつつある。

（一）業務用通信カラオケの基本

今日のカラオケサービスと言えば、ローカルタイプの機器で提供されているものよりも、カラオケを主業とする全国のカラオケボックスやカラオケスナックの店舗内に設置されているカラオケ装置のほとんどが通信カラオケを受信するタイプのものである。この意味においては、業務用通信カラオケはカラオケ市場の主力となりつつある。

業務用通信カラオケは、インターネット等の回線を介して通信カラオケ事業者から送信される楽曲データを受信する形で利用されている。業務用通信カラオケに関する著作権管理業務の範囲を考えるときに、広義的には楽曲データの送信側（通信カラオケ事業者）と受信側（カラオケボックス等の店舗）に対する両方の管理業務を含むが、狭義的には送信側に対する管理業務のみとす

業務用カラオケの送信と利用			
送　信　側			受　信　側
①通信カラオケ事業者（楽曲の複製）	②店舗への送信（楽曲の公衆送信）	③店舗の受信装置（楽曲の複製）	④店舗での演奏
複製権と公衆送信権（送信可能化を含む）の管理			演奏権の管理

る画定方法もありうる。管理業務の範囲を如何に捉えようと、業務用通信カラオケを管理することが、既にカラオケ管理業務全体の効率化の鍵となっている。

他方で、広義的に業務用通信カラオケに関する管理業務の範囲を捉えると、全国各地のカラオケ店舗（受信側）に対する管理能力（演奏権管理）が必要となってくるため、現時点では、新規管理事業者による音楽著作権管理は現実的ではない。そこで本款では、業務用通信カラオケに関する管理業務の範囲を、通信カラオケ事業者（送信側）の楽曲送信に対する管理に絞って検討することとする。

通信カラオケ事業者と言えば、合併吸収等により、二〇一七年時点でトップシェアの第一興商と二位のエクシングによる複占状態となっている。そのため、通信カラオケ事業者側に対する使用料徴収業務だけなら、新規管理事業者でもある程度可能であろう。この意味においては、通信カラオケ事業者に対する著作権管理業務の部分だけを競争回復措置の命令対象として、JASRAC から分離するというような命令設計は理論上ありうる。

しかし、本稿はカラオケ全体の視点から、業務用通信カラオケの管理業務を競争回復措置命令の対象とすべきではないと考えている。次では使用料の徴収業務を例に検討する。

（二）「業務用通信カラオケ」はカラオケ全体の管理業務に不可欠

業務用通信カラオケに関連する使用料の徴収業務と言えば、まずはカラオケ楽曲の送信側であるカラオケ通信事業者に対する使用料（以下、「業務用通信カラオケ使用料」という）の徴収業務であり、複製権や公衆送信権（送信可能化を含む）の使用料を徴収している。しかし、それで送信されたカラオケ楽曲の管理業務が完結するわけではない。次に、カラオケ楽曲の受信側であるカラオケボックスやカラオケスナック等全国各地の利用店舗に対する使用料の徴収業務があり、

演奏権に関する使用料を徴収している。

受信店舗に対するカラオケ使用料の徴収は業務量が膨大等の理由から、USENが受信店舗のBGM使用料徴収を代行するような管理体制がまだ構築されておらず、JASRACが受信側の店舗に対する使用料の徴収を行っている。このように俯瞰すると、JASRACは通信カラオケ事業者と店舗の双方から、それぞれ異なる種類の使用料を徴収している。

ここで業務用通信カラオケの管理業務だけをJASRACから分離すると、受信側の店舗に対する管理業務の効率性を損なうだけでなく、カラオケ管理業務全体の効率性に深刻な影響を及ぼす。その理由は次のとおりである。

第一興商やエクシングをはじめとする業務用通信カラオケ事業者は、ホストコンピューター（送信側）と受信装置間のデータ通信から実際の利用店舗（受信側）を特定することができる。更に、業務用通信カラオケ事業者自身は、カラオケ楽曲の送信事業のほかにカラオケ受信装置の販売やレンタル事業も展開している（装置レンタル専門の業者もある）。ビデオメイツ事件（最二小判平成一三年三月二日、判例時報一七四四号一〇八頁）で判示されたカラオケ法理により、カラオケ装置のレンタル業者（判旨に沿って解釈すれば、装置の販売業者も含まれうると考えられる）は、店舗側にカラオケ装置を引き渡す際に、音楽著作権者（実務上JASRACのことである）から使用許諾契約を締結し又は申込みをしたこと（即ち、JASRACとの演奏権使用料契約）を確認しなければならないことになっていることから、実際にどこのどの店舗が業務用通信カラオケを利用しているか、どの楽曲が何時そして何回利用されているかは、通信カラオケ事業者側がJASRACよりも早く把握できることになっている。

そのため、JASRACにとって、通信カラオケ事業者から使用料の徴収と併せて得られるカラオケ利用店舗の情報は、利用店舗に対する管理業務の効率を向上させるうえで非常に重要である。また、業務用通信カラオケとはいえ、実際に不正利用も各地で発生しているため[72]、全国各地に散在している利用店舗（受信側）が合法的に通信カラオケの楽曲デー

タを受信・利用しているかを把握するうえで、業務用通信カラオケ事業者（送信側）との緊密な連携がますます不可欠となってきている。

他方で、若者の都市部への流出や少子化を背景に、最新流行のJ-POPよりも、古い歌のほうが多く歌われる地方の地域では、通信カラオケ機器を導入せず、附随的サービスとしてローカルタイプの機器（オフライン）でカラオケを提供する小規模の飲食店等が点在している（これに関わる正確な店舗数は恐らくJASRACでも十分に把握できていないと思われる[73]）。JASRACの説明によると、二〇一六年時点のカラオケの管理率は約九〇％である[74]。この管理率の公表数値はあくまでもJASRACが把握している情報をベースに算出するもので、また実際の管理率よりも高く公表される傾向がある[75]。そのため、カラオケの著作権管理においては、未だに把握されていない楽曲利用、また把握したとても使用料の徴収ができていないケースが相当数（実際の契約数統計から推定すると二万店舗以上）あると考えても差し支えないであろう。

このようにカラオケ店舗（業務用通信カラオケの受信店舗を含む）に対する使用料の徴収システムの構築は業界では「大きな永遠のテーマである」というふうに考えられている[76]。

調査員等の管理資源に限りがある中で、業務用通信カラオケ事業者との連携から節約できた管理資源を、オフラインのカラオケ利用に対する管理にシフトさせることにより、カラオケ管理業務全体の能力向上が期待できる。仮に通信カラオケ事業者に対する管理をJASRACから分離した場合、カラオケ全体の管理に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

（三）懸念材料を含む命令設計は避けるべき

楽曲送信データの記録情報等を通信カラオケ事業者がJASRACに提供しさえすれば、通信カラオケ事業者に対する

管理業務をJASRACから分離させても構わないというような意見もありうる。しかし、競争回復措置命令の対象がJASRACであるため、そもそも命令対象ではない通信カラオケ事業者側に対して楽曲の送信記録情報等の提供を命ずるような命令設計ができない。

また、店舗側による楽曲の不正使用（受信装置の改造や楽曲データの不正コピー等）への対処も通信カラオケ事業者との緊密な連携が必要である。このような連携には、JASRACが当該著作権業務を管理しているという前提で通信カラオケ事業者が自主的に協力している側面がある。このことについて、JASRAC理事長の浅石道夫氏は次のように述べている。「カラオケに対しまして、私共ご尽力いただいている方たち、所謂通信カラオケの事業者さん、これ忘れていけないんだというふうに思います。この方たちのご協力があって今の状況（筆者注：カラオケ管理体制の維持や管理率の上昇）になっているだろうというふうに思います[77]。」。

しかし、仮に競争回復措置命令により、JASRACが業務用通信カラオケを管理しなくなった場合（新規管理事業者側に引き継いだ場合）、果たして直接的な取引関係がなくなったJASRACに、通信カラオケ事業者がどこまで協力するかは懸念材料となる。

（四）新規参入との比較衡量

他方で、本稿は新規管理事業者の業務用通信カラオケ市場への自由参入それ自体を否定していない。新規管理事業者でも一定数の楽曲を管理しているため、自ら通信カラオケ事業者へ売り込み、JASRACよりも安い使用料等のメリットを提示できれば、通信カラオケ事業者との使用契約は非現実的ではない。また、業務用通信カラオケ市場では実質上、第一興商やエクシングが市場の大部分を占めているため、右記二社から楽曲の通信カラオケ使用料を徴収すれば、業務

用通信カラオケの管理業務はある程度遂行できることとなる（ただ、徴収した業務用通信カラオケ使用料の分配能力に懸念はある）。即ち、業務用通信カラオケ管理市場への新規参入は基本的に自由で可能性があるということである。

業務用通信カラオケにおける管理競争について、カラオケ全体の管理業務に支障をもたらすリスクを冒すよりも、新規管理事業者側の自然的な新規参入に委ねるべきというのが、本稿の競争回復措置命令の考え方である。

（五）管理事業を受け継ぐ環境が整っていない

業務用通信カラオケの管理業務について、新規参入は自由で非現実的ではないとはいえ、実際にはすべての新規管理事業者は必要な管理能力を備えているわけではない。この点は、後述する録音権やインタラクティブ配信に対する音楽著作権管理の現状とは大きく異なる。例えば、e-License が業務用通信カラオケの管理に積極的な姿勢を示すが、JRC は二〇一七年三月の時点でも業務用通信カラオケを同社の著作権管理範囲に加えてない（二〇一七年四月から、JRC と e-License は NexTone に正式に事業統合した[78]）。競争回復措置命令の実施に伴い、音楽著作権管理事業分野で新たな新規管理事業者が現れることが期待される。しかし、古参の JRC でさえ、業務用通信カラオケの管理を本格的に開始していなかったことから、管理業務の遂行に困難事情があり、たとえ新たな新規管理事業者は現れても、直ちに業務用通信カラオケの管理能力を備えているとは、およそ考えにくいことであろう。即ち、業務用通信カラオケが競争回復措置命令の対象となったとしても、果たして関連業務の遂行に必要な管理能力を有する新規管理事業者が存在するかは懸念される。管理業務を十分に行わなければ、結局、被害を蒙るのは権利者側の利益である。

前述の複数の理由から、本稿は業務用通信カラオケについて JASRAC に残すべきという慎重な立場である。

第七款　事業内容の一部を新規事業者に管理させる理由

一．「録音権等」と「出版権等」は新規管理事業者でも管理可能

（一）「録音権等」は音楽著作権管理事業の「主柱」

「録音権等」は非常に重要な支分権であり、特に実演家にとっては「著作隣接権の中心をなす」最も重要な権利とされている（実演家がレコード会社と結ぶ契約は、この録音権に関わるものである）[79]。また、音楽作家にとっても、演奏権と並んで録音権は主要収入項目の一つである[80]。

JASRAC に対抗するためには、新規管理事業者が「録音権等」の管理力を強化することが有効な方法である。なぜならば、「演奏権等」（放送利用を別にして）よりも「録音権等」の利用規模のほうが大きく、音楽著作権管理事業の「主柱」とも言えるからである。言い換えれば、「録音権等」の管理シェアを確実に獲得できれば、JASRAC 並みの事業規模を有することになり、これを土台に JASRAC の支配する「演奏権等」の管理事業にも進出することが可能となるので、競争回復措置命令の実施期間中に如何に「録音権等」の管理事業を堅固なものにできるかが新規管理事業者側にとって非常に意義が大きい。

JASRAC の「収支計算書」（二〇一二年度を例に）によると、二〇一二年度の（放送利用関係の使用料を別にして）「『演奏権等』使用料収入」が一九〇億ほどであるのに対し、「『録音権等』使用料収入」[81]が三九〇億以上にも上り、「演奏権等」の二倍となる[82]。この数字からも理解できるように、新規管理事業者が JASRAC に対抗し、管理事業における競争的構図を作り出すために、「録音権等」に対する管理能力と管理シェアを拡大させる必要がある。

他方で、「録音権等」についてJASRACの管理に依存しないという長い「歴史」がある。JASRACは当初、著作権管理協会というよりも、むしろ「作家クラブ」或いは演奏権管理協会のような存在であった[83]。「録音権等」は昔、音楽産業の中心を担っていたレコード会社が管理していた[84]。JASRACに信託管理されるようになったきっかけはプロダクションや音楽出版者も、レコード制作と原盤権獲得に積極的に手掛けるようになったこととそれに伴うトライアングル体制のような役割分担が徐々に形成されてきたことにある。即ち、「JASRACの録音権管理の歴史は比較的新しく[85][86]」、「録音権等」は非常に重要な支分権ではあるが、JASRACに信託しないと管理できないという性質の支分権ではない（音楽出版者やレコード会社による自己管理も可能である）。

（二）「出版権等」は新規管理事業者でも管理可能

「出版権等」の管理についてもJASRACの管理に依存しないという長い「歴史」がある。日本に音楽出版者が権利出版社として生まれたのは一九五八年に音楽之友社、一九五九年に水星社がサブ・パブリッシャーとして、JASRACとの間に著作権の信託契約を締結したのが初めであるとされている[87]。それまでの歴史を辿るとそもそも音楽作家が出版社と専属作家契約を締結し出版権を付与することによって、専属先の出版社だけが楽譜や詩集等を発売する時代であった[88]（専属はともかく買取自体も慣習であった[89]）。即ち、「当初の音楽出版社の原点は楽譜の販売とその普及であった[90]」。日本における音楽出版者の中で楽譜出版の歴史を持つ出版社は少なくない[91]。

このように、「出版権等」の管理もJASRACでないと管理できないほど難しい支分権ではない（音楽出版者による自己管理でも可能である）。現在も音楽著作権の管理と同時に、楽譜や歌集等の出版事業も展開する音楽出版者が多く存在している（例えば、音楽之友社や全音楽譜出版社等[92]）。また楽譜等の不正出版等を取り締まる役割を果せる業界管理

組織の楽譜コピー問題協議会（CARS）も二〇〇四年から発足しており、楽譜等音楽出版物の流通状況を監視する専門的なネットワークができている。[93]

他方で、海外でも出版権は著作権管理団体ではなく、音楽出版者によって直接に管理されていることが多い。[94]

右記のような歴史的経緯と外国の事情だけでなく、音楽著作権管理業界の現状を見ても、音楽出版者やレコード会社だけでなく、音楽著作権の新規管理事業者でも「録音権等」と「出版権等」を管理できると思われる（特に「録音権等」の利用管理は、新規管理事業者にとって既に事業展開の軸となっていることは既述のとおりである）。

二．「インタラクティブ配信」は新規事業者でも管理可能

インタラクティブ配信が将来の音楽ビジネスの中核をなし、主流となっていくことは確実視されている。[95] 二〇〇八年度に日本でのCD売り上げはアメリカのそれを上回り、日本が世界一のCD大国になっているが、CDの販売数が減少傾向にあるのも確かである。CDに取って代わるほどの勢いを見せているのがインタラクティブ配信という音楽ビジネスである。[96]

通常のインタラクティブ配信の状況は新規管理事業者でも比較的容易に把握することができる。特に著作権情報集中処理機構（CDC）が構築し二〇一〇年四月からスタートさせた、音楽ネット配信権利処理の一元化を可能とした「Fluzo」という著作権情報の集中処理システムは、配信事業者と管理事業者間の連携、特に配信管理の効率や精度を大幅に向上させている。[97]

また、新規管理事業者もネット上の不正利用を防ぐための検出技術の開発と提携を進めていて違法配信に対する検知がある程度はできると思われる。特に、違法音楽配信への対策として著作権情報集中処理機構（CDC）が開発した違

法音楽ファイルを特定する技術の導入も、音楽管理事業者と Internet Services Provider (ISP) の間で進められている。(98)

実際に、新規管理事業者はインタラクティブ配信の管理業務を既に開始している。JASRAC に対してインタラクティブ配信管理事業の一時的休止を命じても、管理上の混乱を引き起こすリスクは限定的と思われる。

第八款　ただし書きとの関係

ただし書きに関する主張は法律上、JASRAC から提起されるものである。前述で検討したように、公正取引委員会による競争回復措置命令までの事前手続段階を終えた後では、もはや「競争を回復するに足りると認められる他の措置」の現実性が考えられにくい。

ただし、「競争を回復するに足りると認められる他の措置」も、それが講ぜられるならば、「競争を回復するに足りる」という点において公正取引委員会の競争回復措置命令とは変わりがなく、独占的状態に対する規制の目的・役割が達せられることとなる。

したがって、競争のプロセスを創出するための競争回復措置とただし書きの関係において問題となるのは、後段の「競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる」かよりも、むしろ前段の「供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、経理が不健全になり、又は国際競争力の維持が困難になると認められる場合」にあると考えられる。

しかし、実際に、日本の地理的位置等により、少なくとも現段階においては JASRAC の管理役務が激しい国際競争に曝されている状況が想定しがたい。そのため、JASRAC に対する競争回復措置とただし書きの関係において実質的

に論点となるのは、前段の「供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、経理が不健全に」なるかどうか、という部分であるということができる。[99]

第一章第一節（前稿）の学説整理から理解できるように、ある程度の「事業の規模が縮小し、経理が不健全」（第八条の四のただし書き）は、「本制度のもとでは、事業者が甘受すべき性格の損失である」とされている。[100] 本稿で検討しているJASRACに対する競争回復措置は、従来の企業分割ではなく、事業内容の一部変更という性質となっており、しかも期間限定と補償付という前提を付け加えている。今までの学説に沿って分類すれば、「構造的措置」よりもむしろ現状攪乱による損失等の副作用が小さいとされている「行動様式の変更命令」に属する措置と考えられる。[101]

また、命令の対象となる事業内容と対象外の事業内容は業務も部署も互いに独立しているため、競争回復措置命令による管理効率への影響が比較的限定的と思われる。例えば、複製部の録音課や出版課等の営業が一時的に休止しても、演奏部の演奏業務課や送信部の放送課は従来のように演奏や放送を管理できると考えられる（多少の影響があるとしても、一時的事業休止となった部課の人員が営業を続ける部課の管理業務に加われば、かなりの事業力補填にもなりうる）。

他方で、独占的状態に該当しそうな事業者は上場企業であるケースが少なくないので、第八条の四の適用は株価に響き企業価値や株主の損失をもたらし、たとえ競争回復措置の内容自体が妥当でも、株式市場という間接的な影響によって「事業の規模が縮小し、経理が不健全」の事態を惹起するのではないかという懸念もある。この点に関して、JASRACの場合は上場企業ではないので株式市場の反応による影響のおそれがないと思われる。

なお、既述のように「演奏権等」全国規模の管理ネットワークシステムを必要とする管理事業はJASRACの管理下に残している。実際に競争回復措置命令の対象となるのは、新規管理事業者でも管理できる支分権・利用形態に絞っているので、最大限に管理秩序の混乱を回避できるように配慮している。

このように、本稿で検討している競争回復措置案は従来の企業分割措置に比べると大幅に緩和された内容となっており、（特にJASRACのケースに関して）今までの学説視点から測れば、ただし書きをクリアできる可能性が高いと考えられる。

第四節　本稿の競争回復措置命令による競争回復効果

ここでは、本稿で示した競争回復措置命令が執行された場合、競争のプロセスにどのような影響を及ぼすかを、理論的に分析したうえで、創出される競争のプロセスから生まれる競争促進効果と競争的管理構図について検討する。

第一款　競争プロセスの創出効果

新規管理事業者（複数社）は、委託者との管理契約を取り付けるために、これまで以上に管理サービスの品質向上やアピール宣伝（管理手数料競争等）を展開することが予想される。他方で、権利者側は命令対象となっている支分権・利用形態の管理を委託するために、委託先としての複数新規管理事業者に対する調査と選択作業を行うこととなる。この調査・選択のプロセスは新規管理事業者間の競争過程でもある。

更に既述のように、六年という競争回復措置命令の実施期間中に、権利者側は新規事業者との管理契約を一度更新（又は変更）することになっているので、新規管理事業者を再選択する機会が確保されている（一回目契約の管理サービスに不満であれば、二回目契約の時にほかの新規管理事業者に乗り換えることができる）。このように、競争選択のプロ

セスを複数回設けることにより、新規管理事業者間の競争プロセスが更に促進されることが期待できる。

新規管理事業者は「録音権等」の管理事業において互いに競争しながら事業経験を積み成長していく。事業規模が大きくなった新規管理事業者は全国規模の管理ネットワークを構築し、徐々にJASRACが独占している演奏権の管理に進出する可能性もある（詳細は後述する）。

本稿で検討している競争回復措置は期間付の実施となっているため、実施の終了に伴い、権利者側が引続き新規管理事業者と契約するか、又はJASRACとの契約に戻るかを選択することになるため、管理事業者間の三度目の選択競争が起きる。この三度目の競争は新規管理事業者間の競争よりも、むしろ成長し確かな事業基盤を備えた新規管理事業者とJASRAC間の競争というべきである。

以上は本稿で検討している競争回復措置命令の実施プロセス（一例）に関する説明となる。このようなプロセスにより、新たな勢力図が自然に形成される機会が生まれる。

第二款　競争促進効果

一．新規管理事業者の楽曲管理数

新規管理事業者がより多くの楽曲を管理する機会と、より多くの権利者が新規管理事業者の管理サービスを体験する機会が非常に重要である。本稿で検討している競争回復措置における利点の一つとして、新規管理事業者がより多くの楽曲を管理する機会と、国内外の権利者に自己の管理サービスを体験させる機会を得ることができ、JASRACとの競争に必要な事業基盤の構築に繋がると考えられる。

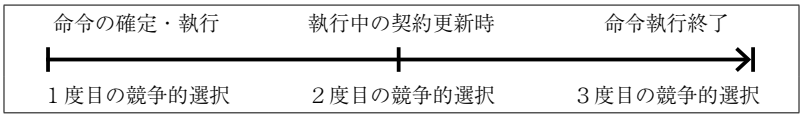

二．権利者側の自由選択

競争回復措置の実施により、各新規管理事業者が独自の（JASRACより手頃な）手数料と管理プランを設けて権利者の争奪戦を展開するため、権利者側は各自の基準で新たな管理事業者を選択することとなる。既述のように本稿の競争回復措置の実施過程において、権利者側による選択の機会が少なくとも三回あると想定される。

特に、権利者は、命令の実施期間が終了した後に新規管理事業者の管理サービスに満足しなければ、JASRACとの再契約に戻ることができるし、満足したならば引き続き新規管理事業者のサービスを利用することもできることから、権利者側による自由選択の意思が反映・保障されている。

三．相互管理契約の促進

現在、日本国内では海外の音楽著作権管理団体と相互管理契約を締結している管理事業者はJASRACのみである。通常、海外でも利用される作品にはヒット作品が多く、このようなヒット作品を取り扱うことが管理事業者の業務展開にとっては非常に重要な意味を持つ。どれだけのヒット作品を管理しているかは、業界における影響力、事業力、管理能力を測るバロメーターとも言える。そのため、日本国内において世界中のヒット作品をほとんどJASRACが管理していること自体は、独占的状態が維持される要因の一つにもなっていると考えられる。

JASRACのようにヒット作品を多く管理すればするほど外国管理団体と相互管理契約を取り付けることができる可能性が高まる。競争回復措置命令の実施期間中に、新規管理事業者でもヒット作品を含む、従来よりはるかに多い楽曲を管理する機会を得られるので、外国の管理事業者との繋がりが促進されることは期待できそうである。

また、実際に新規管理事業者は海外著作権団体との連携に意欲を示している(102)。

第三款　考えられる競争的管理構図の変化

一．現実性

宅配便運送事業における昔の状態は、音楽著作権管理事業の現状と非常に似ているため、同事業における競争形成史を考察することにより、一定の示唆を得られると考えられる[103]。

宅配便運送事業と言えば、郵便小包サービスと国鉄小包の二社によってほぼ支配されていた時代があった。個人宅向けの運送事業は小口取引となるうえ、莫大な投資をかけて大規模かつ木目細かな配達ネットワークを構築しなければならないので、既存の郵便小包サービスに対抗しようとする民間事業者がいなかった。即ち、当時において企業向けと個人向けの配達は共に配達事業でありながらも次元の異なる二種類の事業とされていた。

このことは現在の音楽著作権管理事情と似通っている。例えば、「録音権等」の管理事業と「演奏権等」の管理事業はいずれも音楽著作権の管理役務だが、新規管理事業者にとっては管理するためのネットワーク規模・ノウハウ・コスト・難易度等において依然として大きな較差があるため、次元が異なる両役務と言っても過言ではない。

ところが、石油ショックの影響を受け、ヤマト運輸が個人客向けの業務開始を迫られ（それまでは主に企業向けの大口業務であった）、一九六七年一月から「宅急便」と名付けた宅配便事業を開始した[104]。しかし、宅配便事業の開始当初における事業力・認知度の較差は歴然としていた。一九六七年一年間の各社の取扱い個数を見ると、郵便小包の一億七八八〇万個、国鉄小包の七一九九万個に対し、「宅急便」が一七〇万七〇〇〇個で、既存二社の規模とは一〇〇倍以上もの較差もあった[105]（この点においても、新規管理事業者とJASRAC間の較差状態と似ている）。

既存事業者（特に郵便小包）との較差が長い間続いていたが、「宅急便」に事業拡大の転機をもたらしたのがヤマト

運輸の情報システムネットワークの開発・構築であった。一九七三年一月に同社は社内にあったコンピューター部門を発展的に分離・独立させ、独自ノウハウの開発を目指し（株）ヤマトシステム開発を設立した[106]。のちに「宅急便」の基幹系統となった「NEKO システム」も、この新設のシステム専門会社によって開発されたものである[107]。日本の宅配サービスで伝票のバーコードによって荷物を一つ一つコンピューターで追跡・管理する機能も、この「NEKO システム」が先駆けて提供し始めたものとされている。「NEKO システム」によって、配達ネットワークは従来の企業向けから「宅急便」を中心とするものに作り変えられ[108]、配達・管理効率や正確率も大幅に向上した[109]。その結果、同システムの開発・導入（昭和四九年）と同時期に「宅急便」は急成長を見せ始め、特に改良された第二次システム（本格的に宅急便を中心とするシステム）の導入時期（昭和五五年）を分水嶺に急速にシェアを拡大し始めた[110]。このように、ヤマト運輸は「NEKO システム」の開発・導入によって一〇〇倍以上もあった事業力の較差を克服し、実際に同業界で優位を獲得でき（トラック運送配達分野はトップシェア[111]）、宅配便事業での地位を確固たるものにしたとされている[112]。この「宅急便」のケースから次のような示唆を得られるであろう。

第一に、革新的な技術の開発にせよその技術の力量発揮にせよ、一定の事業基盤（ある程度の事業規模）を備えていることが望ましい（ヤマトは企業向けの配達事業基盤や業務ノウハウを既に保有していたため、のちに開発される「NEKO システム」の機能を存分に引き出して活用できた[113]）。

第二に、技術革新を通じて巨大な事業能力の較差でも克服することが可能である（イノベーションによる新規事業者の勃興は既存のロックイン効果を解除する過程でもある）。

本稿で検討している競争回復措置の一義的趣旨は「録音権等」をはじめとする支分権・利用形態の管理基盤を構築する機会を新規管理事業者に与えるという狙いであるが、一定の管理基盤を構築できた新規管理事業者が革新的技術を活

用することにより、競争が「録音権等」の管理だけではなく、「演奏権等」の管理分野に及ぶような可能性も視野に入れている。「録音権等」などの管理事業基盤を備えた新規管理事業者が、「演奏権等」などの管理する効率性も格段に向上させられる新技術を自社開発或いは他社の開発技術を応用できれば、JASRAC の強力な競争相手となる可能性が十分ありうる。

実際に、「演奏権等」管理の変貌に繋がりそうな新技術が二〇一三年頃から著しいエボリューションを見せている。例えば、エクシング（株）が「モヤうた検索 JOYSOUND」を開発し既に配信開始している（二〇一三年一二月九日）。同アプリケーションを使えば、街中で気になった音楽をアプリに聞かせたり、直接メロディを口ずさむことで、該当する曲のタイトルやアーティスト名を手軽に検索することが可能になるとされている。現在、「モヤうた検索 JOYSOUND」は系列アプリケーションとの連動を通じて既にカラオケ店舗にも浸透し始めていてカラオケ予約の新たなモデルを生み出している。また、類似する技術商品として、ヤマハの「弾いちゃお検索」やレコチョクの「Soundhound」がある。

右記のような技術の誕生と普及は何を予告しているかというと、仮に成熟した検索・認識技術が確立し更にネットを通じてのデータ集約も実現すれば、全国各地の店舗に楽音を捉える専用の子機を置くだけで各店舗において実際に演奏されている楽曲のデータをリアルタイムに全国一つの中央母機へ集約管理できるようになるという、「演奏権等」管理の効率性を大幅に向上させる革新的な管理方法の可能性を予告しているように思われる（勿論、店舗に対して専用子機の設置を義務付ける法整備等も必要であろう）。

しかし、独占状態の市場においては如何なる革新的な技術であろうと、独占の参入障壁を崩すような可能性も孕んでいる以上、その開発や導入が抑圧される懸念は否めない。このような意味においても、競争回復措置命令を通じて新規

管理事業者が一定規模の事業基盤を構築することができれば、新規管理事業者による技術開発や導入が期待できる。

二．競争的管理構図の形成

競争回復措置の実施を通じて複数の管理構図が考えられる。代表的な予想を三つ挙げておきたい。

（一）「録音権等」など競争回復措置命令の対象となっていた支分権・利用形態は主に新規管理事業者を中心に管理されるようになり、複数の新規管理事業者の間で競争が活発化する。管理手数料と使用料の価格変動に競争が反映され、管理品質も向上する。他方で、JASRACは主に「演奏権等」や「業務用通信カラオケ」の管理を中心に管理事業を行うという構図の形成。

（二）「演奏権等」も管理できるほど成長した新規管理事業者が現れ、すべての支分権・利用形態の管理分野において競争が繰り広げられているという構図の形成。

（三）「録音権等」や「インタラクティブ配信」などの管理をほぼ支配した新規管理事業者が「演奏権等」などの管理にも進出したため、JASRACは「録音権等」などの管理シェアを奪い返すどころか、「演奏権等」や「業務用通信カラオケ」などの管理分野においても激しい競争を迫られる構図の形成。

小括

本章は独占禁止法第八条の四の法解釈を検討した上で、同条に基づき音楽著作権管理事業分野の独占的状態に対する競争回復措置命令の設計を提言した。本稿の競争回復措置命令の実施を通じて、新規事業者が「録音権等」や「演奏権等」

などの利用形態をすべて管理できるようになり、今後JASRACと互角に渡り合うような健全な競争が行われる管理構図は望ましい形であろう。しかし仮に「録音権等」などは新規事業者が管理し、「演奏権等」の管理はJASRACが行うというような支分権ごとの寡占構図となったとしてもJASRACの一社独占状態よりは各個別管理分野への参入障壁が緩和されることとなるし、たとえ競争回復措置の実施にもかかわらず、再びJASRACの一社独占状態となったとしても、それはもはや尊重されるべき著作権者の選択と競争の結果であり、競争法観点からの理解を得られる独占と言える。

結び

本稿は、北海道大学審査博士（法学）学位論文「音楽著作権管理事業における独占問題と独占禁止法の適用―独占的状態規制の適用可能性に関する研究―」（二〇一五年六月三〇日公表）及び今まで発表した音楽著作権管理に関する論説を加筆・修正し、まとめたものである。

第一章から第三章において音楽著作権管理事業における競争的管理政策の在り方を様々な角度から理論的に分析し、独占禁止法による規制、その中でも「独占的状態の規制」（純粋構造規制）が、命令設計の多様性及び競争回復効果において、考えられ得るアプローチの中で最も適しているとの結論に至った。それを受けて第四章と第五章では「独占的状態の規制」の適用可能性を論じている。

独占的状態の成立要件を定めた第二条第七項は、立法当時の経済状況や議論の影響を強く受けて制定された条文である上に、その後一度も改正されなかったため、文面が現代の産業状況や経済理論の展開に必ずしもマッチしなくなっている。そこで本稿は、立法時の議論を詳細に分析し「法解釈の現代化」を通じて、音楽著作権管理事業分野の独占状態

が第二条第七項で定められている「独占的状態」に該当するという結論に至った。その上で、①権利者側市場に軸を置き、②競争プロセスの重視を基本方針に、管理事業内容の一時的変更（言い換えると管理業務の休止・開放）を命ずるという競争回復措置命令の提言を行った。

第八条の四の競争回復措置命令は非常に強力な競争回復手段である。それゆえに公正取引委員会の動きを察知した独占事業者による命令を免れるための回避行動が考えられる。JASRAC の場合は第八条の四の適用を回避するために、自主的に管理方式を変更したり（例えば、権利者の選択自由度を高めるように演奏権の信託管理項目の細分化等）、新規事業者に提携協力の管理プランを積極的に持ちかけたりするような変化（例えば、「共通利用窓口の設立」等）が十分ありうる。いずれにせよ、第八条の四の適用は、新規管理事業者にとっては利用者（楽曲の委託者と利用者）を獲得し事業力と管理ノウハウを蓄積する良い機会となるので、現状の実質一社独占状態よりは少しでも競争的管理の構図が形成できれば、利用者の選択肢や管理競争の拡大、そして音楽産業発展の推進力となることも期待できると考えられる。

他方で、日本音楽著作権管理事業の競争的管理政策に関わる今後の研究課題として、AI や IoT といったデジタル技術の飛躍が、独占状態が続く日本の音楽著作権管理事業に引き起こしうる変革の潜在的可能性が注目される。

しかし、健全な競争基盤が整っていない現状では、如何なる革命を起こしうる優れた技術でも、それを導入する過程で生じる独占側の抵抗や摩擦が生み出す社会的費用は、膨大になるであろう。技術革新による競争創出の恩恵を引き出すために競争基盤の整備が必要であることから、今後は、独占状態が続く中での競争基盤の整備には、本稿で提言した独占禁止法上の純粋構造規制が最も有効なアプローチであるか、ほかにより優れたアプローチが存在するかの解明を研究目標に、アジアや欧米等の諸外国の取組みと比較考察しながら検証・探求する予定である。

この論文の完成に当たり、まず、諸先生方のこれまでの熱いご指導に心より感謝を申し上げたい。また、妻玲子の支えがあってこそ、研究に集中して取り組むことができた。論文の最後に一言付け加えることしかできないが、ささやかながら、妻への感謝の気持ちも伝えたい。

本稿（一～四・完）の主要参考文献

日本語文献

（引用順、ガイドライン等を含む）

1. 集中管理小委員会『権利の集中管理小委員会報告書』（二〇〇〇年一月）。
2. 姜連甲「中国における行政独占の規制について」商学討究六一巻二・三号二四五－二八五頁（二〇一〇）。
3. 安藤和宏『よくわかる音楽著作権ビジネス基礎編（4th Edition）』（リットーミュージック、二〇一一）。
4. 相澤英孝「著作権・著作権隣接権といわゆる集中管理」『知的財産の潮流』（信山社、一九九五）。
5. デヴィッド・ナガー＝ジェフリー・D. ブランドステッター共著（大武和夫訳）『音楽ビジネス入門 レコード契約・出版契約のしくみ』（東亜音楽者、一九九八）。
6. 比較法研究センター「諸外国の著作権の集中管理と競争政策に関する調査研究 報告書」（二〇一二年三月）。
7. 大川正義『最新音楽業界の動向とカラクリがよ～くわかる本（第三版）』（秀和システム、二〇一三）。
8. 紋谷暢男『JASRAC 概論―音楽著作権の法と管理』（日本評論社、二〇〇九）。
9. 村上政博「独占禁止法の新たな地平（第五回）日本音楽著作権協会事件東京高裁判決（平成二五年一一月一日）（下）」国際商事法務四二巻六二〇号（二〇一四）。
10. 鈴木興太郎＝南部鶴彦「イントロダクション：日本の電気通信の何が問題か」奥野正寛ほか編『日本の電気通信（シリーズ・現代経済研究五）』（日本経済新聞社、一九九三）。
11. 深谷健著『規制緩和と市場構造の変化』（日本評論社、二〇一二）。

12. 石岡克俊『コンメンタールNTT法』（三省堂、二〇一一）。
13. 総務省「NTT東西の活用業務に関する『地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内』についての考え方」。
14. 田村善之「知的財産法からみた民法七〇九条―プロセス志向の解釈論の探求」六一頁NBL936号（二〇一〇）。
15. 横倉尚「直接規制政策」植草益編『日本の産業組織 理論と実証のフロンティア』（有斐閣、一九九五）。
16. 石岡克俊「『設備競争』論と『公正な競争』」KEO discussion paper (2012)。
17. 公正取引委員会・総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（二〇一二）。
18. 賀谷一照ほか『電気通信事業法逐条解説』一二八－一三六頁（電気通信振興会、二〇〇八）。
19. 石岡克俊『電気通信事業における接続と通信政策』（三省堂、二〇一二）。
20. 川濱昇ほか『モバイル産業論：その発展と競争的管政策』（東京大学出版会、二〇一〇）。
21. 玉田康成ほか「プラットフォーム競争と垂直制限」CPRC報告書（二〇〇九年三月）（http://www.jftc.go.jp/cprc/reports/index.files/cr-0508.pdf、二〇一五年一月一三日最終閲覧）
22. カール・シャピロ＝ハルR. バリアン共著（千本倖生監訳＝宮本喜一訳）『ネットワーク経済」の法則』（IDGジャパン、一九九九）
23. 新宅純二郎ほか『ゲーム産業の経済分析』（東洋経済新報社、二〇〇三）。
24. 田中辰雄ほか「ネットワーク外部性とスイッチングコストの経済分析」CPRC報告書（二〇〇五年一一月）。
25. 秋吉浩志「『ネットワーク外部性』が存在する市場の特徴について―スイッチングコストとロックイン効果の基礎的考察―」九州情報大学研究論集一二巻（二〇一〇）。
26. 依田高典「ブロードバンド・サービスの需要分析と情報通信政策」社會科學研究：東京大学社会科学研究所紀要六〇巻三・四号（二〇〇九）、
27. 柳川隆＝川濱昇編『競争の戦略と政策』（有斐閣、二〇〇六）。
28. JASRACの『著作権信託契約約款』（複数年度）。
29. 増田辰良「航空法の改正と競争的管理政策」北海学園大学法学研究四〇巻三号（二〇〇四）。

30. 吉田茂＝橋本健司「コンテスタブル理論におけるヒットエンドラン戦略に関する一考察」神戸商船大学紀要．第一類、文科論集三九号一三九頁（一九九〇）。
31. 野方宏「コンテスタビリティ理論について―その批判的検討－一－」『神戸外大論叢』（一九八七）三八巻四号。
32. 奥野正寛ほか編『交通政策の経済学』（日本経済新聞社、一九九一）。
33. 長岡貞男＝平尾由紀子『産業組織の経済学（第二版）』（日本評論社、二〇一三）。
34. 今川拓郎「コンテスタブル市場の虚像」日本経済新聞『IT＋PLUS』電子版ネット時評（二〇〇二年一一月二七日）。
35. 広瀬弘毅「コンテスタビリティ理論とは何だったのか」経済セミナー四九四号（一九九六）。
36. 公共事業学会編『現代公益事業の規制と競争：規制緩和への新潮流』（電力新報社、一九八九）
37. P.S.デンプシー&A.R.ゲーツ著（吉田邦郎ほか訳）『規制緩和の神話―米国航空輸送産業の経験』（日本評論社、一九九六）。
38. 野本了三「コンテスタブル市場仮説の検定」広島大学経済論叢一一巻四号参照（一九八八）。
39. 依田高典「ネットワーク・エコノミックス（三）コンテスタビリティ理論と規制緩和（後）」経済セミナー五三三号（一九九九）。
40. 平林英勝「私的独占の排除の効果があるとし、排除措置命令を取り消す審決を取り消した判決―JASRAC事件」ジュリ一四六六号（二〇一四）。
41. 根岸哲「続・判例研究（No.14）音楽著作権管理事業と排除型私的独占［公正取引委員会平成二四．六．一二審決］」知財管理六三巻七四七号（二〇一三）。
42. 東京高裁平成二五．一一．一判決（平成二四年（行ケ）第八号）判時二二〇六号。
43. 古城誠「判例詳解（Number 05）JASRAC排除型私的独占事件第一審判決［東京高裁平成二五．一一．①判決］」論究ジュリスト九号（二〇一四）。
44. 植村幸也「独禁法事例速報 音楽著作権使用料の包括徴収の排除効果が認められた事例［東京高判平成二五．一一．一］」ジュリ一四六三号（二〇一四）。
45. 川濵昇「判例クローズアップ JASRAC事件審決取消訴訟判決について［東京高裁平成二五．一一．一判決］」法学教室四〇二号（二〇一四）。

46. 中川寛子「JASRAC 事件審決取消請求訴訟東京高裁判決」判時二二四四号（二〇一五）。
47. 田中寿「東京高裁の JASRAC 審決取消判決について：判決批判と競争法からみた今後の音楽著作権管理の方向（上）［東京高裁平成二五．一一．一判決］」国際商事法務四二巻六一九号（二〇一四）
48. 長澤哲也「単独かつ一方的な取引拒絶における競争手段不当性」伊藤眞ほか編『石川正先生古稀記念論文集 経済社会と法の役割』（商事法務、二〇一三）。
49. 経済法学会編『独占禁止法講座Ⅱ－独占－』〔丹宗昭信〕（商事法務研究会、一九七六）。
50. 今村成和『独占禁止法（新版）』（有斐閣、一九七八）。
51. 今村成和ほか編『注解 経済法（上巻）』〔根岸哲〕（青林書院、一九八五）。
52. 実方謙二『独占禁止法（第四版）』（有斐閣、一九九八）。
53. 松下満雄『経済法概説（第四版）』（東京大学出版会、二〇〇六）。
54. 根岸哲編『注釈独占禁止法』（有斐閣、二〇〇九）。
55. 川濵昇「独占禁止法二条五項（私的独占）の再検討」京都大学法学部百周年記念論文集刊行委員会編『京都大学法学部創立百周年記念論文集 第三巻（民事法）』（有斐閣、一九九九）。
56. 白石忠志『独占禁止法（第二版）』（有斐閣、二〇〇九）。
57. 稗貫俊文「独占禁止法第二条五項所定の『排除』概念と『逸脱人為性』」北海学園大学法学部創設五十周年記念論文集『次世代への挑戦―法学部半世紀の伝統を糧に―』（北海学園大学法学部、二〇一五）。
58. 姜連甲「音楽著作権管理事業における競争的管理政策序説」商学討究 六五巻四号（二〇一五）。
59. 姜連甲「音楽著作権管理事業における純粋構造規制（一）―独占禁止法第二条第七項と第八条の四の適用可能性―」商学討究第六六巻一号（二〇一五）。
60. 姜連甲「音楽著作権管理事業における純粋構造規制（二）―独占禁止法第二条第七項と第八条の四の適用可能性―」商学討究第六六巻四号（二〇一六）。
61. 白石忠志「JASRAC 審決取消訴訟東京高裁判決の検討［平成二五．一一．一］」NBL1015号（二〇一三）。
62. JASRAC による公式発表「放送分野での音楽の利用割合算出方法に関し放送事業者等と合意」二〇一五年九月一八日（http://

www.jasrac.or.jp/news/15/150918.html）。

63. 総務省『平成二七年版情報通信白書』（http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h27/pdf/index.html）。
64. JASRAC「二〇一四年度事業報告」（二〇一五）。
65. JASRAC「二〇一四年度事業報告」（二〇一五）。
66. JASRAC「二〇一三年度 JASRAC 事業の概要」（二〇一四）。
67. JASRAC「二〇一二年度事業報告」（二〇一三）。
68. JASRAC「平成二三年度事業報告」（二〇一二）。
69. JASRAC「平成二二年度事業報告」（二〇一一）。
70. JASRAC「平成二一年度事業報告」（二〇一〇）。
71. JASRAC「平成二〇年度事業報告書」（二〇〇九）。
72. 川濵昇ほか著『ベーシック経済法（第三版）』（有斐閣、二〇一〇）。
73. 日本音楽著作権協会『JASRAC NOW SQN』（複数号）。
74. 村上政博「独占禁止法の新たな地平（第四回）日本音楽著作権協会事件東京高裁判決（平成二五年一一月一日）（上）」国際商事法務四二巻六一九号（二〇一四）。
75. 和田健夫「判批」重判平成二四年度（ジュリ臨増一四五三号）二四一頁（二〇一三）。
76. e-License の『使用料規程』（平成二四版）。
77. 伊永大輔「排除型私的独占の成立要件とその認定手法に関する考察」修道法学三六巻七一号（二〇一四）。
78. 上杉秋則「JASRAC 事件審決取消訴訟［東京高裁平成二五．一一．一判決］」NBL1017号三六頁（二〇一四）。
79. 村上政博「独占禁止法の新たな地平（第七回）日本音楽著作権協会事件最高裁判決への期待」国際商事法務四二巻六一二号五七五頁（二〇一四）。
80. 鈴木加人「排除措置命令の内容と限界」日本経済法学会編『経済法講座三 独禁法の理論と展開（二）』（三省堂、二〇〇二）。
81. 実方謙二著『寡占体制と独禁法』（有斐閣、一九八三）。
82.

83. 丹宗昭信著『独占および寡占市場構造規制の法理』（北海道大学図書刊行会、一九七六）。
84. 植村幸也「JASRAC 公取委審決「取消し」判決の影響―排除措置命令は市場参入を促進するか―」ビジネス法務一四巻二号（二〇一四）。
85. 和久井理子「エッセンシャル・ファシリティの理論と実務」公正取引六〇七号二六頁（二〇〇一）。
86. 飯田浩隆「米国における不可欠施設理論の現在」NBL821号三七頁（二〇〇五）。
87. 細田孝一「『不可欠施設』へのアクセス拒否とドイツ競争制限禁止法」公正取引五八九号（一九九九）。
88. 川原勝美「不可欠施設の法理の独占禁止法上の意義について―米国法・EC 法及びドイツ法を手がかりとして」一橋法学四巻二号（二〇〇五）。
89. 白石忠志『技術と競争の法的構造』八八頁（有斐閣、一九九四）。
90. 川濵昇「不可欠設備にかかる独占・寡占規制について」ジュリスト一一七〇号六〇頁（二〇〇四）。
91. 松下満雄「『不可欠施設』（essential facilities）に関する米最高裁判決」国際商事法務三二巻二号一四七頁（二〇〇四）。
92. 岸井大太郎「電力改革と独占禁止法―託送と『不可欠施設（エッセンシャル・ファシリティ）』の法理」公益事業研究五二巻二号（二〇〇〇）。
93. 泉水文雄「欧州におけるエッセンシャル・ファシリティ理論とその運用」公正取引六三七号（二〇〇三）。
94. 和久井理子「単独事業者による直接の取引・ライセンス拒絶規制の検討（一）」民商一二一巻六号（二〇〇〇）。
95. 和久井理子「単独事業者による直接の取引・ライセンス拒絶規制の検討（二・完）」民商一二二巻一号（二〇〇〇）。
96. 丸山真弘「不可欠施設の法理を巡る問題点」電力経済研究五二号四六頁（二〇〇四）。
97. 中村民雄「EU 法の最前線（六八）不可欠設備の利用拒否と支配的地位の濫用―IMS 事件」貿易と関税五三巻六三三号（二〇〇五）。
98. 白石忠志「独占寡占規制見直し報告書について」NBL776号四七―四八頁（二〇〇四）。
99. 根岸哲「『エッセンシャルファシリティ』の理論と EU 競争法」正田彬古稀『独占禁止法と競争政策の理論と展開』（三省堂、一九九九）。
100. 藤原淳一郎「EC 電気市場統合論序説」法学政治学論究：法律・政治・社会九号（一九九一）。

101. 藤原淳一郎「EC 電気市場統合への一考察」法学政治学論究：法律・政治・社会一四号（一九九二）。
102. 藤原淳一郎「欧州におけるエッセンシャル・ファシリティ論の継受（一）」法学研究七四巻二号二頁（二〇〇一）。
103. 藤原淳一郎「欧州におけるエッセンシャル・ファシリティ論の継受（二・完）」法学研究七四巻三号（二〇〇一）。
104. 田中裕明「市場支配力の濫用と規制」日本経済法学会年報四二号（一九九九）。
105. 柴田潤子「不可欠施設へのアクセス拒否と市場支配的地位の濫用行為（一）」香川法学二二巻六九号（二〇〇二）。
106. 柴田潤子「不可欠施設へのアクセス拒否と市場支配的地位の濫用行為（四・完）」香川法学二九巻八七号（二〇〇九）。
107. 独占禁止法研究会「第二部 独占・寡占規制の見直し」独占禁止法研究会報告書（二〇〇三）。
108. 中村民雄「EU 条約八二条の支配的地位の濫用禁止と不可欠設備の利用拒否」中村民雄＝須網隆夫『EU 法基本判例集』（日本評論社、二〇〇七）。
109. 佐藤佳邦「IMS Health 事件欧州司法裁判所判決」公正取引六五八号（二〇〇五年）。
110. Herbert Hovenkamp 著（荒井弘毅ほか訳）『米国競争政策の展望―実務上の問題点と改革の手引き』（商事法務、二〇一〇）。
111. Robert Pitofsky 著（宮田由紀夫ほか訳）『アメリカ反トラス法政策論―シカゴ学派をめぐる論争―』（晃洋書房、二〇一〇）。
112. 公正取引委員会の報道発表資料：『公正取引委員会：独占禁止法研究会独占・寡占規制見直し検討部会（第三回）議事概要』（二〇〇三年九月八日）、同第四回議事概要（二〇〇三年九月三〇日）、同第五回議事概要（二〇〇三年一〇月一四日）。
113. 今村成和『独占禁止法入門（第三版）』（有斐閣、一九九二）。
114. 川濵昇「『競争の実質的制限』と市場支配力」正田彬古稀正田彬古稀『独占禁止法と競争政策の理論と展開』（三省堂、一九九九）。
115. 江口典「私的独占の禁止に関する解釈論と立法論」須網隆夫ほか編著『政府規制と経済法―規制改革時代の独禁法と事業法』（日本評論社、二〇〇六）。
116. 金井貴嗣ほか編『独占禁止法（第三版）』（弘文堂、平成二二年）。
117. 白石忠志「続・インターネットをめぐる法律問題―Essential Facility 理論―インターネットと競争政策」ジュリ一七二号（二〇〇〇）。
118. 白石忠志「知的財産権のライセンス拒絶と独禁法―『技術と競争の法的構造』その後―」知的財産研究所編『二一世紀にお

ける知的財産の展望』（雄松堂、二〇〇〇）。
119. 安藤和宏『よくわかる音楽著作権ビジネス実践編（4th Edition）』（リットーミュージック、二〇一一）。
120. 二〇〇八年の独占的状態ガイドライン改定時の「原案に寄せられた主な意見の概要及びそれらに対する考え方」（別紙一）。
121. 二〇一〇年のガイドライン改定時の「原案に寄せられた主な意見の概要及びそれらに対する考え方」（別紙一）。
122. 二〇一二年の独占的状態ガイドライン改定時の「原案に寄せられた主な意見の概要及びそれらに対する考え方」（別紙一）。
123. 公正取引委員会「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（二〇一一）。
124. 早川和廣『サッポロビールの逆襲―動き出した巨大なる複合経営戦略―』（ロングセラーズ、一九八九）。
125. 経済団体連合会編『経済団体連合会五十年史』（経済団体連合体、一九九九）。
126. 麒麟麦酒株式会社社史編纂委員会『麒麟麦酒の歴史―続戦後編』（麒麟麦酒株式会社、一九八五）。
127. キリンビール株式会社広報部社史編纂室『キリンビールの歴史「新戦後編」』（キリンビール、一九九九）。
128. 研究記者会編『狂乱物価の秘密』（ライフ社、昭和五一年）。
129. 価格問題を議論する「独占禁止懇話会」第一六回から第一八回の議事録。
130. 『公正取引年次報告』（公正取引委員会）昭和四二年版、昭和四四年版、昭和四七年版、昭和五〇年版。
131. 公正取引委員会事務局編『独占禁止政策三十年史』（大蔵省印刷局、一九七七）。
132. 公正取引委員会事務局編『管理価格（二）』（公正取引委員会事務局、一九七二）。
133. 正田彬著『全訂 独占禁止法（Ⅰ）』六二―六三頁（日本評論社、一九八〇）。
134. 編集部「公取委の独禁法改正構想の概要『改正試案の骨子』の内容とその背景」公正取引二八七号（一九七四）。
135. 馬川千里『企業競争のルール―新独占禁止法解説―』（日本工業新聞社、昭和五四年）。
136. 村上政博『独占禁止法の日米比較 政策・法制・運用の相違（中）』（弘文堂、一九九二）。
137. 江上勲『経済法・独占禁止法概論』（税務経理協会、一九八一）。
138. 日本放送出版協会編『日本の消費者運動』（日本放送出版協会、一九八〇）。
139. 平和経済計画会議『国民の独占白書』一六八頁（御茶の水書房、一九七七）
140. 「独占禁止法研究会の独禁法改正についての提言（中間発表）―金沢会長の記者会見での発表要旨―」公正取引二八六号（一

九七四）。

141. 根岸哲「企業分割制度」公正取引巻二八九号六頁注（一）（一九七四）。
142. 菊池兵吾「独禁法改正をめぐる問題」公正取引二八九号（一九七四）。
143. 独占禁止政策懇談会有志「独占禁止法改正についての提言」公正取引二九二号（一九七五）。
144. 資料「大詰めを迎えた独禁法改正－三月五日、政府素案を発表」公正取引二九三号（一九七五）。
145. 植草益「独占禁止政策三〇の経済分析」公正取引三二四号（一九七七）。
146. 金沢良雄ほか「独占禁止法改正の意義と今後の運用に望む点」公正取引別冊（一九七八）。
147. 「独禁法改正法案の国会審議経過とそこでの論議（上）－衆議院では五党一致で修正可決－」公正取引二九七号（一九七五）。
148. 「独禁法改正法律案国会に提出－五月八日の衆議院本会議に上程－」公正取引二九五号（一九七五）。
149. 「独禁法改正法案の国会審議経過とそこでの論議（中）」公正取引二九八号（一九七五）。
150. 柴田章平「独占禁止法施行令等の概要」商事七八九号（一九七七）。
151. 徳谷昌勇「改正独禁法と販管費の取扱いをめぐって－独占的状態の弊害要件の解釈」企業会計三〇巻六号（一九七八）。
152. 公正取引委員会事務局官房企画課「独占禁止法改正の経緯」公正取引三三〇号（一九七七）。
153. 小西唯雄「寡占体制と企業分割政策―昭和五二年改正法規定の一検討」経済学論究三三巻三号（一九七九）。
154. 自民党独禁法改正問題特別調査会「独占禁止法案について（メモ）」公正取引三一八号（一九七七）。
155. 公正取引委員会事務総局編『独占禁止政策五十年史（上巻）』（公正取引協会、一九九七）。
156. 根岸哲「企業分割制度」公正取引二八九号一一頁（一九七四）。
157. 根岸哲「違法性の判断基準に関する若干の具体的問題」小西唯雄編『競争促進政策と寡占体制』（有斐閣、一九七六）。
158. 金沢良雄「改正独占禁止法における独占的状態に対する措置」成蹊法学一三号（一九七八）。
159. 金沢良雄「『独禁法改正試案（骨子）』の背景」経済評論二三巻一三号（一九七四）
160. 金沢良雄『独占禁止法の構造と運用』（有斐閣、一九七九）。
161. 加藤二郎「独占的状態」ジュリスト六五六号（一九七八）。
162. 国土交通省による日本航空からの申入れに対する回答「是正申入書 兼 開示請求書について」（二〇一三年一一月五日）。

163. 小林好宏『日本経済の寡占機構』（新評論、一九七一）。
164. 小宮隆太郎「日本における独占及び企業利潤」『リーディングス産業組織』（日本経済新聞社、一九七〇）。
165. 田章平「脇村義太郎先生に聞く―独占禁止懇話会のことなど」公正取引三二一号（一九七七）。
166. 奥島孝康「企業分割命令の法理」旬刊商事法務六九二号（一九七五）。
167. 平林英勝「管理価格について（独占禁止懇話会の討議）」公正取引二七六号（一九七三）。
168. 金子晃「企業分割」法律時報四九巻一一号（一九七七）。
169. 時事通信社経済部編『寡占支配 独禁法改正を考える』（時事通信社、一九七五）。
170. 五十嵐清『法学入門（新版）』（悠々社、二〇〇二）。
171. 宮坂富之助「企業分割制度―改正試案をめぐって」法律時報四七巻二号（一九七五）。
172. 加藤良三「企業分割と株式保有制限規制の法理論―改正試案現行独占禁止法の論理構造を中心に―上―」公正取引二九二号七頁（一九七五）。
173. 加藤良三「企業分割と株式保有制限規制の法理論―改正試案と現行独占禁止法の論理構造を中心に―下―」公正取引二九四号二一頁（一九七五）。
174. 澤木敬郎＝荒木伸怡『法学原理（新版）』（北樹出版、一九九九）。
175. JASRACの「分配明細書ガイド」（二〇一四）。
176. 安部正直「類推解釈」警察学論集一四巻一二号（一九六一）。
177. 前田雅英ほか『条解 刑法（第三版）』（弘文堂、二〇一三）。
178. 実方謙二『独占禁止法と現代経済（増補版）』（成文堂、一九七七）。
179. 実方謙二「企業分割と競争原理―独禁法改正にあたって」経済評論二六巻六号（一九七七）。
180. 丹宗暁信＝厚谷襄児編『新版 独占禁止法の基礎（基礎法律学大系 三三 実用編）』（青林書院、一九八三）。
181. 安藤和宏「音楽著作権管理事業者の現状と課題―なぜJASRACの独占は崩れないのか―」東洋法学五九巻二号（二〇一六）。
182. 日本音楽出版社協会『音楽著作権管理者養成講座テキストⅠ―二頁（日本音楽著作権協会、二〇一四）。
183. 相澤英孝「著作権・著作権隣接権といわゆる集中管理」『知的財産の潮流』一九頁（信山社、一九九五）。

184. 日本音楽著作権協会『JASRAC 七〇年史：音楽文化の発展を願って』（日本音楽著作権協会、二〇〇九）。
185. 田口幸太郎『THE RECORD』六五五号（日本レコード協会、二〇一四）。
186. JASRAC の二〇一二年定例記者会見資料『二〇一一年度 JASRAC 事業の概要』（二〇一二年五月二三日）。
187. 内田祐介「電子指紋にもとづく著作権コンテンツの自動検出技術」小泉直樹ほか著『クラウド時代の著作権法』（勁草書房、二〇〇三）。
188. 田口広睦『JASRAC に告ぐ』（晋遊舎、二〇〇八）。
189. 前田哲男等『音楽ビジネスの著作権』（社団法人著作権情報センター、二〇〇八）。
190. 姜連甲「音楽著作権管理事業における独占問題と独占禁止法の適用：独占的状態規制の適用可能性に関する研究」北海道大学学術成果コレクション HUSCAP (2015) (http://hdl.handle.net/2115/59660)。
191. JASRAC の『管理手数料規定』（複数年度）。
192. JASRAC 創立七五周年記念事業 JASRAC シンポジウム「著作権集中管理団体に求められる役割とは」（二〇一四年三月二四日）。
193. 日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター編『実演家概論』（勁草書房、二〇一三）。
194. 佐藤雅人『音楽ビジネス著作権入門』（ダイヤモンド社、二〇〇八）。
195. 朝妻一郎『日本における音楽出版者の歩み―MPA の三十年・インタビュー集―（第二版）』（音楽出版社協会、二〇〇五）。
196. 鹿毛丈司『最新音楽著作権ビジネス―音楽著作権から音楽配信ビジネスまで―』（ヤマハミュージックメディア、二〇〇九）。
197. 津田大介＝牧村憲一著『未来型サバイバル音楽論』（中央公論新社、二〇一〇）。
198. 柏野邦夫ほか「メディアコンテンツ特定技術の最新動向」電子情報通信学会誌九三巻四号（二〇一〇）。
199. 小松美枝「ヤマト運輸の情報経営―戦略的情報システムの事例研究」一橋論叢一一二巻二号（一九九四）。
200. 運輸省運輸政策局情報管理部編『運輸経済統計要覧 平成四年版』（運輸経済研究センター、一九九二）。
201. ヤマト運輸株式会社社史編纂委員会編『ヤマト運輸七〇年史』（ヤマト運輸、一九九一）。
202. 石橋曜子＝高尾恭介著『クロネコヤマトの宅急便〝ZEKO システム〟開発ストーリー』（アイテック情報処理技術者教育センター、二〇〇五）。

203. 平本健太「情報システムと競争優位」彦根論叢二九八号（一九九五）。
204. 文化庁長官官房国際課「第七回日韓著作権協議の結果概要について」（二〇一四年一月三一日）。

国会議事録

（引用順）

205. 二宮文造「質問主意書（第七三回国会）」一九七四年七月三一日。
206. 高橋俊英公正取引委員会委員長の答弁（七三－衆－商工委員会二号一九七四年九月一〇日）。
207. 高橋俊英公正取引委員会委員長の答弁（七三－参－決算委員会閉四号一九七四年九月一一日）。
208. 高橋俊英公正取引員会委員長の答弁（七三－参－商工委員会閉一号一九七四年九月一八日）。
209. 鶴田俊正公述人の発言（七五－衆－予算委員会公聴会一号一九七五年二月八日）。
210. 高橋俊英公正取引委員会委員長の答弁（七五－衆－商工委員会一号一九七五年二月一二日）。
211. 高橋俊英公正取引委員会委員長の答弁（七五－衆－商工委員会四号一九七五年二月一九日）。
212. 高橋俊英公正取引委員会委員長の答弁（七五－衆－商工委員会二〇号一九七五年六月三日）。
213. 植木光教国務大臣の答弁（七五－参－本会議一八号一九七五年六月二七日）。
214. 植木光教委員の質問に対する大橋宗夫内閣審議官の答弁（八〇－参－商工委員会一三号一九七七年五月二六日）。
215. 実方謙二参考人の説明（八〇－参－商工委員会一二号一九七七年五月二五日）。
216. 澤田悌公正取引委員会委員長の答弁（八〇－衆－商工委員会二〇号一九七七年五月一〇日）。
217. 大橋宗夫内閣審議官の答弁（八〇－衆－商工委員会一三号一九七七年四月一九日）。
218. 大橋宗夫内閣審議官の答弁（八〇－参－商工委員会－一〇号一九七七年五月一九日）。
219. 國井眞富士写真フィルム株式会社常務取締役の意見（八〇－衆－商工委員会一九号一九七七年四月二八日）。
220. 佐治敬三サントリー株式会社社長の意見（八〇－衆－商工委員会一九号一九七七年四月二八日）。
221. 大橋宗夫内閣審議官の答弁（八〇－参－商工委員会－一〇号一九七七年五月一九日）。
222. 和田靜夫委員の発言を参照（七三－参－決算委員会閉四号一九七四年九月一一日）。

223. 高橋俊英公正取引委員会委員長の答弁（七五－衆－商工委員会二〇号一九七五年六月三日）。
224. 植木光教国務大臣の答弁（七五－参－本会議一八号一九七五年六月二七日）。
225. 植木光教委員の質問に対する大橋宗夫内閣審議官の答弁（八〇－参－商工委員会一三号一九七七年五月二六日）。

中国語文献

（引用順）

1. 王刚＝段海燕「卡拉统一ＯＫ？」中国新闻周刊二八期一八－一九頁（二〇〇六）。
2. 胡志海「我国应当确立适度竞争型著作权集体管理模式」科技与法律八〇－八一頁一期（二〇一三）。
3. 王新霞ほか「我国著作权集体管理中的反垄断问题研究――以卡拉ＯＫ版权收费为视角」西部法学评论六期（二〇一一）。
4. 林静欣＝许国勇「完善著作权集体管理制度」法制与社会二六期（二〇一一）。
5. 尚立娜「著作权集体管理制度的反垄断法规制」学理论三二期（二〇〇九）。
6. 董芳「著作权集体管理组织的反垄断法规制」法制与社会一五期（二〇〇九）。
7. 李飞跃「著作权集体管理组织的反垄断法律规制」中北大学学报社会科学版六期（二〇〇九）。
8. 黄伟「缴费标准成版权收费争议焦点」中国知识产权报二〇〇九年一二月二日〇〇五版。
9. 「新疆一ＫＴＶ企业状告中国音集协」中国青年报二〇〇九年一一月二四日。
10. 周文「广州Ｋ厅收费」信息时报二〇〇九年二月一八日、Ａ〇九版。
11. 「ＫＴＶ」北京晨报二〇〇八年一〇月三〇日。
12. 「京城百家ＫＴＶ被诉侵权」洛阳晚报二〇〇八年一〇月一八日、五版。
13. 「京城百家ＫＴＶ被诉侵权」南方日报二〇〇八年一〇月一八日、〇七版。
14. 张裕「卡拉能否ＯＫ？」文汇报二〇〇八年八月八日、〇〇五版。
15. 「卡拉ＯＫ版权收费又起争议」人民日报二〇〇六年一一月二三日、〇〇五版。
16. 袁祺「〝管家〟收入比〝主人〟还高？」文汇报二〇〇九年五月一六日、〇〇一版。
17. 「音集协八千万版权费去哪了？」品牌与标准化一一期一六頁（二〇〇九）。

18. 饶宇锋「〝卡拉ＯＫ维权 第一案〟究竟卡在哪儿？」财经时报二〇〇八年六月六日、〇二版。
19. 国家工商行政管理総局「关于知识产权领域反垄断执法的指南」。
20. 窦新颖＝蒋朔「集体管理组织或成反垄断审查对象」中国知识产权报二〇一二年八月二四日、〇〇九版。
21. 崔国斌「著作权集体管理组织的反垄断控制」清华法学一三七－一三八頁二期（二〇〇五）。
22. 静欣＝许国勇「完善著作权集体管理制度」法制与社会二六期三九頁（二〇一一）。
23. 宋江涛「重构我国著作权集体管理模式的探讨」经营管理者二〇期三八三頁（二〇〇九）。
24. 郑开辟「我国著作权集体管理制度亟待完善」中国知识产权报二〇〇六年九月一日、〇一一版。

主要参考記事（電子版を含む）

（引用順）

1.「『ハイレゾバブル』に沸く音響業界 膨らむ経済圏」日本経済新聞電子版二〇一五年一月一五日。
2.「アナログレコード 復権の流れ」読売新聞電子版（YOMIURI ONLINE）二〇一五年一月二二日。
3.「再燃、レコード人気　生産が増加・Perfumeも新譜」朝日新聞電子版二〇一四年七月一九。
4.「公取、キリンに要請 社会的責任（シェア五割以上）自覚を」読売新聞一九七〇年一〇月一五日。
5.「管理価格、止め切れぬ」毎日新聞一九六九年四月一六日。
6.「分割など心外 物騒な論議だ」朝日新聞一九七四年九月一九日一二版（四）。
7.「九業種が対象に」日本経済新聞一九七七年二月六日一〇版（五）。
8.「産業界は警戒感 〝分割〟にピリピリ寡占業種『自由競争の原則』押す」日本経済新聞一九七七年二月六日一〇版（五）。
9.「麒麟『独禁法強化』に必死の反撃―小冊子で理解訴え『ガリバーの良さも認めて』」日本経済新聞一九七七年二月一一日一〇版（七）。
10.「現行法活動で十分」朝日新聞一九七七年三月一七日一二版（八）。
11.「独禁法改正ぜひ実現を―消費者団体がシンポ」日本経済新聞一九七七年三月一八日一〇版（一二）。
12.「独禁法改正産業界反響―〝企業分割〟へ強く反発」日本経済新聞一九七七年四月一日一二版（七）。

13. 「反発強める産業界」日本経済新聞一九七七年五月一四日一二版（六）。
14. 「佐藤安弘さん キリンビール社長（編集長インタビュー）」朝日新聞一九九六年五月一一日夕刊経済特集（七）。
15. 「電気料金原価、六千億円高く見積もり 東電、一〇年間で」朝日新聞電子版（asahi.com）二〇一一年九月二九日。
16. 「報酬上乗せ 一〇年で六二〇〇億円 原価 甘い見積もり」東京新聞電子版二〇一一年一〇月四日。
17. 「東電原価六一八六億円過大…第三者委報告書案」読売新聞電子版（YOMIURI ONLINE）二〇一一年九月三〇日。
18. 「過去十年電気代取りすぎか 東電原価 六〇〇〇億円過大」朝日新聞朝刊二〇一一月九月二九日。
19. 「報酬上乗せ 一〇年で六二〇〇億円 原価 甘い見積もり」東京新聞電子版二〇一一年一〇月四日。
20. 「電気料金：地域独占で競争原理働かず」毎日新聞電子版二〇一一年一〇月三〇日。
21. TBS テレビのニュース番組『朝ズバ』二〇一一年一〇月二一日の放送内容。
22. 「調査報告書『電力料金、コスト計上過大』」日本経済新聞電子版二〇一一年一〇月四日。
23. 坂本龍一「音楽著作権の独占管理改めよ」朝日新聞朝刊一九九八年三月四日。
24. 「キリンビール相談役・本山英世さん（新潟よ：一八）」朝日新聞一九九八年八月一日朝刊。
25. 「JASRAC がカラオケ店に処分申し立て」佐賀新聞電子版二〇一三年六月四日。

（1）独占的状態に対する規制の法的役割は、同条適用の法的要件である第二条第七項（柱書と一号）に基づく独占的状態ガイドラインへのリストアップによる間接的自制効果とされつつある（根岸哲編『注釈独占禁止法』〔土佐和生〕二二六頁（有斐閣、二〇〇九）（以下、根岸編『注釈』という））。なぜならば、立法から現在まで第八条の四が一度も適用されたことがなかったからである。この間接的自制効果のために、公正取引委員会は国税やマンパワーを使い二年ごとに独占的状態ガイドラインの更新・公表をしている。しかしそれも、第八条の四の適用を警戒されているからこそ、リストアップだけでも大企業の自制効果に繋がる（同様な見解として例えば、小西「寡占と分割－昭和五二年改正法検討」三九八頁、実方謙二『独占禁止法と現代経済（増補版）』八六頁（成文堂、一九七七）、実方謙二「企業分割と競争原理－独禁法改正にあたって」経済評論二六巻六号二八頁（一九七七））。

そのため、仮に第八条の四は実際に適用されるという見込みがなければ、所謂リストアップによる間接的自制効果だけでなく、今まで使われていたそして今後も使われていく国税や調査作業の妥当性に疑問が付きそうである。そのよう法運営となると、納税者である国民の理解を得られるとは思えない。このような観点からも、第八条の四を真剣に検討・議論すべき意義があると考えられる。

（2）立法時の政府基本方針は「競争の単位を増やすことが最も有力な手段と考えられてきた」とされている。今村成和『独占禁止法（新版）』三二八頁（有斐閣、一九七八）（以下、今村『独禁法（新）』という）。

（3）今村成和ほか編『注解経済法（上巻）』〔丹宗昭信〕三九五頁（青林書院、一九八五）（以下、今村ほか編『注解（上）』〔丹宗〕という）。今村『独禁法（新）』三二八頁。実方謙二著『寡占体制と独禁法』一二〇頁（有斐閣、一九八三）（以下、実方『寡占と独禁法』という）。

（4）実方謙二『独占禁止法（第四版）』五九－六〇頁（有斐閣、一九九八）（以下、実方『独禁法』という）。実方『寡占と独禁法』一二〇－一二一頁。

（5）今村『独禁法（新）』三二八頁。

（6）実方『寡占と独禁法』一一九頁。丹宗教授と正田教授も同様な見解を示している。今村ほか編『注解（上）』〔丹宗〕四〇〇頁。正田彬著『全訂 独占禁止法（Ⅰ）』六二四頁（日本評論社、一九八〇）（以下、正田『全訂独禁法（Ⅰ）』という）。

（7）今村ほか編『注解（上）』〔丹宗〕四〇〇頁。正田『全訂独禁法（Ⅰ）』六二三頁。

（8）実方『寡占と独禁法』一一九頁。

（9）今村『独禁法（新）』三三〇頁。

（10）特に丹宗説は巨大独占事業者の場合は「二つか三つかに分割した程度で、他の小さい競争企業より高いコストになることはありえない」としており、無駄を省く等により最適経営規模の実現という趣旨と考えられる（今村ほか編『注解（上）』〔丹宗〕三九九頁）。他方で、規模の経済性が損なわれる事業分野があるとしても、更に国民経済全体利益との比較衡量を行い、国民経済全体の利益を優先させるべきという見解もある（根岸哲「企業分割制度」公正取引二八九号一一－一二頁（一九七四）（以下、根岸「企業分割」という））。

（11）実方『寡占と独禁法』一一九頁。

（12）正田『全訂独禁法（Ⅰ）』六二三－六二四頁。
（13）今村ほか編『注解（上）』〔丹宗〕四〇〇頁。正田『全訂独禁法（Ⅰ）』六二三頁。
（14）丹宗暁信＝厚谷襄児編『新版 独占禁止法の基礎（基礎法律学大系 三三 実用編）』〔宮坂富之助〕二一六頁（青林書院、一九八三）（以下、丹宗＝厚谷『基礎』〔宮坂〕という）。
（15）今村『独禁法（新）』三三〇－三三一頁。
（16）実方『独禁法』五七頁、実方『寡占と独禁法』百十八－一一九頁、正田『全訂独禁法（Ⅰ）』六二五－六二六頁、丹宗＝厚谷『基礎』〔宮坂〕二一六頁、今村ほか編『注解（上）』〔丹宗〕四〇一頁。
（17）今村ほか編『注解（上）』〔丹宗〕四〇〇－四〇一頁。
（18）例えば今村ほか編『注解（上）』〔丹宗〕四〇一頁。
（19）今村『独禁法（新）』三三一頁。
（20）丹宗＝厚谷『基礎』〔宮坂〕二一六頁。
（21）今村ほか編『注解（上）』〔丹宗〕四〇二頁、根岸編『注釈』〔土佐〕二三八頁。
（22）姜連甲「音楽著作権管理事業における独占問題と独占禁止法の適用―独占的状態規制の適用可能性に関する研究―」北海道大学学術成果コレクション HUSCAP（http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/59660）。
（23）例えば、NHK 出版は NHK 系列、フジパシフィックミュージックはフジテレビ系列、テレビ朝日ミュージックはテレビ朝日系列、日音は東京放送系列、日本テレビ音楽は日本テレビ系列にそれぞれ属している。
（24）（台湾）行政院経済建設委員会専案委託研究「網絡著作権争議解決機制研究―以数位著作権管理機制為核心」一一八頁（http://www.is-law.com/old/NEW/PDF/02122%E7%B6%93%E5%BB%BA%E6%9C%83%E6%9C%9F%E6%9C%AB%E5%A0%B1%E5%91%8A.pdf）。
（25）二〇一五年一〇月一日時点で正会員二四四社、準会員六五社が加入している。日本音楽出版社協会の公表データを参照（http://www.mpaj.or.jp/outline/member01.html）。
（26）姜連甲「音楽著作権の競争的管理政策における主務官庁と事業法規制の役割」北海道大学経済法研究会報告（二〇一六年四月一六日）。

（27）比較法研究センター「諸外国の著作権の集中管理と競争的管理政策に関する調査研究報告書」一四頁（二〇一二年三月）（以下、比較法センター「著作権の集中管理」という）。

（28）音楽著作権管理事業分野の特性について、姜「音楽著作権管理政策」一八八－一九〇頁。

（29）「共通窓口」は後述の著作権情報集中処理機構（CDC）がインタラクティブ配信の楽曲情報を把握するために構築した「Fluzo」システムとは異なる。「Fluzo」とは使用料の徴収機能も分配機能も持たない、単なる楽曲配信情報の識別・記録システムである。

（30）同制度の導入を策定した知恵財産局決定の原本は、台湾経済部知恵財産局「中華民国一〇三年一一月二一日智著字第一〇三一六〇〇七五四一号函」（http://www.tipo.gov.tw/dl.asp?filename＝411211455427l.pdf）から閲覧できる。

（31）既述のように、e-License と JRC の二社は二〇一六年二月一日に、新会社「NexTone」として、事業統合した。それに伴い、二社はそれぞれ、イーライセンス事業本部と JRC 事業本部に名称を変えた。ただ両事業部は、二〇一七年三月まで、イーライセンス事業本部と JRC 事業本部の二事業部体制で著作権管理事業を展開することになっているため、実質従前どおりの管理構図である。

（32）安藤和宏「音楽著作権管理事業者の現状と課題―なぜ JASRAC の独占は崩れないのか―」東洋法学五九巻二号一三六頁（二〇一六）。

（33）例えば、競争回復措置命令が出された後に、実務レベルでの具体的な操業方法が折り合わず、競争者らが非協力に転じたりする場合には、競争回復措置の実効性が失われるおそれがある。

（34）管理委員会『管理報告書』「第一章の四 著作権管理事業に関する法的基盤整備の基本的考え方」の部分。

（35）日本音楽出版社協会『音楽著作権管理者養成講座テキスト』Ⅰ－二頁（日本音楽著作権協会、二〇一四）（以下、音協『管理者養成講座』という）。

（36）管理委員会『管理報告書』「第一章の四 著作権管理事業に関する法的基盤整備の基本的考え方」の部分。

（37）JASRAC の広報資料に基づき作成した支分権管理分類表である。他方で、実際には JASRAC の広報資料に掲載された項目が全部の利用形態ではなく、それ以外の利用形態も存在する。例えば、「録音権等」に「外国における録音使用」も含まれる等。

（38）110 F.Supp. 295 (D.Mass. 1953). 267 F.Supp. 328 (D.C.Mass. 1967)、差戻し後の同意判決1969 Trade Cases, Para. 72, 688。

（39）United shoe Machinery は、靴製造機械の部品市場・部品の販売市場・靴製造機械の製造・販売市場を支配していた事業者であった。本件は同社が靴製造機械を販売せず、「サービス料込の一括リース」という方式に限定して製造機械を提供したり、顧客層によって差別的価格を設定したりする行為はシャーマン法第二条で禁止される独占行為に該当する（中古靴製造機械市場の競争や機械の保守サービス市場の競争が排除された）として、アメリカ政府が同社の分割を求めた分割訴訟事件であった。

政府側は同社靴製造機械の製造工場の分割を求めたが、一九五三年の地裁判決は非常に慎重な姿勢を示していた。「裁判官は、その職務上、経済的又は政治的判断をする訓練を受けていない。裁判官による経済的予測は、高度に微妙な判断に基づいているものとは言えない。また、裁判官は、政府の他の部門のように、民意を代表する者でもない。政府の司法部門から提示される分割の請求は、必ずしも政府の執行全体の意向を反映しているものではないし、また、それが、司法部の長が十分な資料に基づく判断でないこともしばしばである。裁判所が命じる排除措置は、繁忙かつ専門家ではない裁判所でも監督できる範囲に止まらなければならない。分割命令の請求には、実際的問題についての慎重な配慮が必要であるし、また、会社再生や公益事業の分割の請求は、……正式な形で司法長官の関与がなされたものでなければならない」（110 F.Supp. 295 (D.C.Mass. 1953)、括弧内の英訳は実方『寡占と独禁法』六五頁。

地裁は「Unitedは、すべての機械製造を単一の工場で行っており、それは、一単位の治具と工具、一つの鋳造工場、一つの機械研究所、一つの管理組織、単一の労働組織で運営されている。この工場を三つの同等かつ存続できる部分に分割することが不可能なことは、明らかである。……この命令の実施にあたっては、新会社の物的設備の取得資金の調達・経営陣と労働組織の再配置等深刻な問題が生じる」おそれがあり現実的でないと判断した一方、リースに限定する取引方式を止めさせ、機械の部品製造や部品の販売等周辺部門を靴製造機械工場から切り離せば、靴製造機械の製造・販売市場への新規参入が同様に期待できると判断し、靴製造機械に使用される釘・鋲等部品の製造部門と販売部門の（垂直）分割を命じたのである（括弧内の英訳は実方『寡占と独禁法』六六頁）。

他方で、主体工場（靴製造機械製造）の（水平）分割を見送る代わりに、アメリカ政府、裁判所及びUnited Shoe

Machinery の間では、一〇年という監査期間を設ける再審査条項の合意が交わされた。再審査条項では裁判所は再審査権限を留保することが明記され、一〇年後に有効な競争の復活という点から必要であれば、より厳格な分割措置を命ずることが定められた（110 F Supp. 354 (1954)、rev'd and rem'd 391 U.S. 244 (1968)）。

「構造的排除措置が必要であるか否かの判断にあたっては、前記のように今後の予測が必要とされ、明白な結論を導くことは困難である。そこで、本判決は、当面の措置として、新規参入を可能とする他の措置を命じておき、一定期間経過後に事態の推移からその必要性が確認されれば、本格的構造排除措置を命ずるという現実的な方法をとったもの」とされている（実方『寡占と独禁法』六九頁）。

一九五三年の判決により、靴製造機械の製造・販売市場における United Shoe Machinery のシェアは一九五三年頃八五％以上も占めていたが一九六三年には六二％に減少し、更に新規参入の排除行為も取りやめた。ところが、それでも一九六五年、政府側は競争の回復が不十分として当初の合意に基づき排除措置の内容修正を求める申出をマサチューセッツ州連邦地方裁判所に行った。マサチューセッツ州連邦地裁は更なる措置の適用基準として「（最初の判決当時）予測できなかった新しい条件が生じたため」「重大な害悪がもたらされていることを明白に挙証すること」が必要として、更なる措置の前提条件が満たされていないことを理由に請求を斥けた（266 F. Supp 328）。このため、政府側は最高裁に上告した。

最高裁は、本件の政府の申出は当初の合意に基づくものであるから、本件の排除措置の修正については地裁の採用した前記の条件を適用する必要がないとして、たとえ「予測できなかった新しい条件」や「重大な害悪がもたらされていること」がなくても、更なる措置を実施できることを明確に示した（rev'd and rem'd 391 U. S. 244 (1968)）。

最高裁判決を受けて地裁は、特許権実施許諾を命じたとともに、シェアの約二九％に相当する靴製造機械の設備を同業者へ譲渡することを命じた。これにより、United shoe Machinery 社のシェアは約六二％から三三％となった（差戻後の同意判決1969 Trade Cases, Para. 72，688）。

本件について、実方教授は「本判決は、単に明白な違反行為の反復を防止するためにその源泉を排除するという立場に止まらず、市場における有効な競争を復活するという観点から企業規模自体に対する排除措置を命ずることも可能であるという理論を示した判決と評価できる」と説明している（実方『寡占と独禁法』七一頁）。

（40）今村教授が言う「競争事業者の競争力を増強するような手段」。今村『独禁法（新）』三二八頁。

（41）JASRAC の一般会計収入全体における事業費と管理費の「給与」項目のみを見ればおおよそ全体の三割ほど占めている。競争回復措置命令の対象となる支分権・利用形態の管理業務は期間中に行われないので、それらに関する事業費用（交通費・出張費・調査）は発生しないと見做すことができる。他方で、それらの支分権・利用形態の管理に関わっていた職員については、「演奏権等」や放送利用等命令対象外の管理部門への一時的人事異動も考えられるが、それらの職員に対する給与補てんという意味において、全体収入における「給与」の割合を参考に一定率の補償金を設けたほうが妥当と考えられる。

（42）「管理手数料届出・実施料率表」（二〇一六（平成二八）年六月分配期から二〇一七（平成二九）年三月分配期）。

（43）例えば音楽出版者（及びプロダクション等）が制作した原盤がレンタルされる場合は、その使用料が次のように長い道程を辿って徴収されることとなっている。①貸しレコード店から徴収した使用料が代行店（卸問屋）手数料一二％と経費一〇％前後を控された後にレコード協会へ送金される。②送金された金額からレコード会社が分配手数料一五％を控除した金額の三〇％を MPA へ送金する。③更に送金された金額を MPA が分配手数料一三％を控除した金額を会員等へ送金してはじめて、音楽出版者（及びプロダクション等）の所へ原盤制作者としての使用料が届くこととなる（詳細は安藤『基礎編』二八二－二八四頁を参照）。このように、音楽著作権ビジネスにおいては一割か二割という単位でも決して少ない率ではない。また、率に率を重ねて額を決定するようなケースは音楽著作権ビジネスにおいてよくあることである。他方で、音楽著作権ビジネスは膨大な作品の数や利用回数から成り立っている事業であるので、数パーセントでもかなりの金額となる。

（44）姜連甲「音楽著作権管理事業における独占問題と独占禁止法の適用：独占的状態規制の適用可能性に関する研究」北海道大学学術成果コレクション HUSCAP (2015)（http://hdl.handle.net/2115/59660）一〇七－一〇八頁（以下、博士論文（http://hdl.handle.net/2115/59660）という）。

（45）音協『管理者養成講座』Ⅱ三一頁。

（46）JASRAC の管理ネットワーク（「出張所」と呼ばれていた）構築は協会設立（東京）翌年の一九四〇年（大阪）に始まり、管理体制の本格的整備は一九五〇年より始めた。日本音楽著作権協会『JASRAC 七〇年史：音楽文化の発展を願って』一八頁、二七頁（日本音楽著作権協会、二〇〇九）。

（47）例えば、日本における音楽コンテンツの違法ダウンロードは年間二九．三億回（毎秒一〇〇件）という統計がある。田口幸太郎『THE RECORD』六五五号八頁（日本レコード協会、二〇一四）。

（48）JASRACの違法音楽配信サイト対策の根幹をなしている監視システムとされている。インターネット上での音楽配信管理システム「JASRAC NETORCHESTRA SYSTEM」の中の一機能で、二〇〇〇年一〇月二三日から稼動している。一カ月あたりの検索能力は、約五四〇万件以上。対象となる音楽関連ファイルは、HTML・JPEG・GIF・MP3・MIDIなど。「J-MUSE」の使用によって、二〇一一年度は一一〇、二二七件の違法ファイルが削除され、二〇〇二年一〇月からの違法ファイルの累計削除数は六二二、一八八件になる。詳細はJASRACの二〇一二年定例記者会見資料『二〇一一年度JASRAC事業の概要』（二〇一二年五月二三日）を参照されたい。

（49）自動検出技術について、内田祐介「電子指紋にもとづく著作権コンテンツの自動検出技術」小泉直樹ほか著『クラウド時代の著作権法』一五七－一六七頁（勁草書房、二〇〇三）（以下、内田「電子指紋技術」という）を参照。

（50）音楽著作権侵害の刑事告訴に協力した各地の警察署へJASRACからの感謝状贈呈式が毎年行われている。例えば、『JASRAC NOW S.Q.N.』六六〇号五頁（二〇一三）では、贈呈式の模様を写真付きで詳細に紹介されている。

（51）近年、JASRACによる新たな使用料徴収項目の新設が目立つ。例えば、「CDグラフィックス等」「カラオケ用ICメモリーカード」（平成一七年一一月二五日届出）、「フィットネスクラブにおける演奏等」（平成二二年一二月二四日届出）、「カルチャーセンターにおける演奏等」（平成二三年九月三〇日届出）等。

　このうち、「CDグラフィックス等」と「カラオケ用ICメモリーカード」は旧使用料規程における「その他」の節を細分し本規定化したもので、「フィットネスクラブにおける演奏等」と「カルチャーセンターにおける演奏等」は全く新しい徴収源の開拓である。音楽著作物の公平利用のためと広報されているが、実質的に使用料の値上げにもなっている。

（52）全国の社交場等の利用管理を行うために、JASRACが行ってきた「集中ローラー」の一部について『JASRACNOW S.Q.N.』五一六号五頁（二〇〇一）を参照。

（53）JASRACが全国各地に配置している「Gメン」について、紋谷暢男編『JASRAC概論―音楽著作権の法と管理』一六八頁（日本評論社、二〇〇九）（以下、紋谷『JASRAC概論』という）を参照。

（54）そのため、田口『JASRACに告ぐ』で紹介されているように、時に衝突も起こるほど、JASRACの徴収方法に対しては

以前から批判があるという（田口広睦『JASRAC に告ぐ』（晋遊舎、二〇〇八））。

（55）使用料の徴収業務について、前田哲男等『音楽ビジネスの著作権』一三六頁（社団法人著作権情報センター、二〇〇八）（以下、前田『音楽ビジネス』という）、安藤『基礎編』六五頁等にも説明がある。

（56）JASRAC の『管理手数料規定』を見て分かるように、「演奏権等」に関する管理手数料率が録音権（例えばオーディオ録音等の管理は六％）に比べ、三〇％とはるかに高く設定されている。三〇％という料金設定自体の妥当性如何はさておき、レコードや通信カラオケ等の利用管理は効率的に遂行できるので手数料も安い。これに対してはコンサート・劇場・カラオケボックス・キャバレー・スナック・クラブ等全国各地の施設で点在的に行われている演奏状況を把握するために、全国規模の管理ネットワークと管理ノウハウが必要なので、演奏権の管理手数料が高く設定されている背景に、それだけの調査費用を必要とするという事情もあるであろう。

（57）演奏権の管理について、前記安藤『基礎編』や前田『音楽ビジネス』のほかに、紋谷『JASRAC 概論』一一九－一二一頁でも詳しく説明されている。

（58）例えば「第二 JASRAC」を目指していた e-License の管理サービスに関する公式案内の内容を参照（http://www.elicense.co.jp/rh/01.html、二〇一六年二月一三日に最終閲覧）。

（59）届出料率とは、文化庁に届け出た「管理手数料規程」の手数料率である。

（60）実施料率とは、届出料率の範囲内で理事会の承認を得て実際に適用する管理手数料率である。

（61）博士論文（http://hdl.handle.net/2115/59660）九五－九八頁

（62）安藤『基礎編』二〇四－二〇六頁。

（63）この点に関連して、東京放送（TBS）の上原伸一氏（国士舘大学大学院客員教授）は次のように述べている（「JASRAC シンポジウム」コメント）。「……菅原さんから、JASRAC に対して権利者からの信頼があるので信託の数が増えているというお話があったが、ここは別に JASRAC さんを持ち上げるというわけではないが、逆に利用側としても同じぐらいの要望等あるんだったら、やはり JASRAC さんを使おうかなというエスタビリッシュされた JASRAC さんの今までの経験値とそれから信頼度というものがあると思う。……利用者に対してはきちんと保障すると、自分たちが権利の委任を受けているということを保障するという部分において……例えば今回佐村河内さんの事件があったわけであるが……あれほどあ

の世間騒ぎの問題ではないにしても似たような事件があった時に……JASRACさんに権利を預けたと思われたが、嘘だそんな話がなかったというような事例が起こった場合に、じゃどうするんだといった時に、JASRACさん、菅原さんはその時にJASRACは……JASRACを信じて許諾を出した以上……JASRACを信じて要するに左右されてきた人たちと一緒になって解決するよと。それについては放置しないよという……。……実際にほかの例でもそういうようなことがあったので、そういうところやはり利用者側に対する信頼感というものがあろうかと。そこで、一つその選択の問題が出てくるだろう……。」

(64) 安藤『基礎編』二一三頁。
(65) 同前二二二頁。
(66) 詳細は同前二六八－二七一頁を参照。
(67) 詳細は同前二七六－二七八頁を参照。
(68) 詳細は同前二八三－二八四頁を参照。
(69) 例えば「第二JASRAC」を目指していたe-Licenseでさえ、二〇一六年一月三一日時点まで自社の管理サービスに関する公式案内において、「貸与権」の管理についてJASRACへの信託を勧めていた。二〇一六年二月一日、JRCと事業統合しNexToneを発足させたことに伴い、「貸与権」についての案内はホームページ上、自社管理に変更された。しかし、事業統合によりe-License等の事業力が格段と増強されたわけではないので、現時点で「貸与権」管理の業界状況は従前とさほど変わっていないと考えられてもさし支えないであろう。
(70) JASRACシンポジウム「カラオケ著作権管理三〇年」（二〇一七年二月九日、有楽町朝日ホール）。JASRAC常務理事大橋健三氏及び全国カラオケ事業者協会専務理事片岡史朗氏、全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会理事町田宏之氏の紹介。
(71) 右記シンポジウムにおけるJASRAC理事長浅石道夫氏の紹介。
(72) 例えば、無契約のカラオケ機器の使用店舗に対する取締りについて「バレンタイン」事件がある。カラオケ店を経営する「バレンタイン」が二〇〇二年六月ごろから、JASRACと契約を交わさないままカラオケ機器を営業用に使用していた。JASRACは未払い金と未契約期間中の違約金計九五〇万円を店側に請求するため、八〇回以上にわたって職員が出向いて支払いを求めていたが、同カラオケ店が応じなかったため、JASRACは機器の使用禁止を求める仮処分を佐賀地裁武雄支

部に申し立てた。「JASRACがカラオケ店に処分申し立て」佐賀新聞電子版二〇一三年六月四日。

カラオケリース事業者の注意義務違反に対する取締りについてサンク事件がある。カラオケリース事業者には、リース先店舗にカラオケ装置をリースする際に当該店舗における管理著作物の利用許諾契約の締結の有無等を確認すべき注意義務がある。しかし、リース事業者であるサンクはこれらの義務を怠り、JASRACが再三にわたり、リース先店舗に告知や催告をするよう求めたにもかかわらず、これを十分に行わず、カラオケ機器も撤去しなかった。同社のリース先でJASRACとの間で著作物利用許諾契約を締結しないままカラオケを使っていた飲食店は三〇店舗に上っていた。JASRACは、カラオケリース事業者の適切な注意義務の履行とリース先無許諾店舗による著作権侵害を解消するため、カラオケの使用禁止（差止め）と損害賠償を求める訴えを名古屋地方裁判所に提起した。JASRACプレスリリース二〇一四年二月一三日。

他方で、通信カラオケ機器には、通信カラオケ事業者のサーバーとの接続を切断（オフライン）して使用するなどの不正利用を防止するために、オフラインになった場合に通信カラオケ機器が使用できなくなるロック機能が備えられているが、二〇一一年以降から、飲食店等にリースした機器の不正利用防止用ロック機能を回避して顧客にオフラインで利用させ続け、その間に配信された新曲データをオフラインの業務用通信カラオケ機器の内蔵ハードディスクに違法に複製することを繰り返して本来カラオケリース会社が通信カラオケ事業者に支払う情報料を支払わない事件も多発している。(73)その中にローカルタイプのカラオケ機器で合法的にサービスを提供する事業者もいれば、元々業務用通信カラオケに使われた機器をオフラインの状態でも使用できるように改造したり、契約の使用期限が過ぎた内臓ハードディスクのライセンスロックを解除したりする等、違法な方法でカラオケサービスを提供する事業者もいる。一例として例えば、「U-kara」（シリーズ名）は元々業務用通信カラオケのために販売提供されていたカラオケ機器であるが、解除コマンドを打ち込めばライセンスのロックを解除でき、実質上オフラインの状態でも、契約更新をせずに楽曲を無期限に利用できるようになる。また、最新の楽曲データを収録した交換・増設用ハードディスク（数十万の楽曲が内蔵）もオークションサイト等で一般に売られているため、オフラインの状態でも実際の業務用通信とほぼ近い状態でカラオケを利用することができる。

このように、業務用通信カラオケが普及しているからといって、依然としてオフラインの状態でカラオケサービスを提供する事業者が散在しているという現実から目を背けては音楽著作権の管理業務を語ることはできない。現状では、オフ

ラインのローカル機器で提供されているカラオケサービスに対しても、管理業務を遂行できる管理事業者はJASRACしかない。人員等の管理資源に限りがある中で、業務用通信カラオケの送信事業者と受信事業者に対するセット管理によって、オンラインカラオケ利用に対する管理業務の効率化が実現できるため、オフラインのカラオケサービスに対する管理資源の確保に繋がる。

(74) JASRACシンポジウム「カラオケ著作権管理三〇年」（二〇一七年二月九日、有楽町朝日ホール）。JASRAC常務理事大橋健三氏の紹介。

(75) このことについて、右記のシンポジウムで、JASRAC理事長浅石道夫氏が大阪地域での演奏権管理の経験を語る際に、管理率を実態よりも高く公表することに触れていた。

(76) 右記シンポジウムで、全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会理事町田宏之氏がカラオケ使用料徴収の取組みと大変さを紹介した際の発言。

(77) 右記シンポジウムにおけるJASRAC理事長浅石道夫氏の発言。

(78) JRCが公開している著作権管理範囲を参照されたい（http://www.japanrights.com/right/procedure.html，二〇一七年三月三一日最終閲覧）。

(79) 日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター編『実演家概論』一二一頁（勁草書房、二〇一三）、佐藤雅人『音楽ビジネス著作権入門』一〇－一一頁（ダイヤモンド社、二〇〇八）（以下、佐藤『音楽著作権』という）。

(80) デヴィッド・ナガー＝ジェフリー・D. ブランドステッター共著（大武和夫訳）『音楽ビジネス入門　レコード契約・出版契約のしくみ』八二頁（東亜音楽者、一九九八）を参照。

(81) 具体的項目というと、「オーディオディスク使用料収入」＋「オーディオテープ使用料収入」＋「オルゴール使用料収入」＋「放送用録音使用料収入」＋「コマーシャル送信用録音使用料収入」＋「映画録音使用料収入」＋「ビデオグラム使用料収入」＋「外国入金録音使用料収入」の合計額。

(82) JASRACの会報が簡潔表示のために放送料利用の収入も演奏権に加えているため（その場合には放送利用等＋「演奏権等」の使用料額が「録音権等」の使用料額を上回る表示となる）、表示形式においては「収支計算書」の表示形式とは異なることが要注意。例えば、『JASRAC NOW S.Q.N.』六六四号二頁（二〇一三）、六六五号二頁（二〇一三）。

（83）音協『管理者養成講座』Ⅲ三八－三九頁。
（84）レコード会社が専属作家の全著作権を管理する時期もあった。朝妻一郎『日本における音楽出版者の歩み―MPA の三十年・インタビュー集―（第二版）』七一頁（音楽出版社協会、二〇〇五）（以下、朝妻『音楽出版者の歩み』という）。歴史的変遷について次の著作に詳しい説明がある。佐藤『音楽著作権』四七－四九頁、安藤『基礎編』一二七頁。
（85）安藤『基礎編』三七二頁。
（86）朝妻『音楽出版者の歩み』三六頁・三八頁・八五頁・一〇五頁。
（87）音協『管理者養成講座』Ⅲ三三頁。
（88）安藤『基礎編』一二七頁。また、SP としての管理話だが、朝妻『音楽出版者の歩み』五八－五九頁。共に権利者であるという点における出版社と JASRAC の調整経緯は朝妻『音楽出版者の歩み』八七－八八頁・一一一－一一三頁・一二八－一二九頁・一三一－一三二頁を参照。
（89）朝妻『音楽出版者の歩み』一四九－一五〇頁。
（90）音協『管理者養成講座』Ⅲ四〇頁。
（91）音協『管理者養成講座』Ⅲ三六頁。
（92）他方で、楽譜等の出版事業を専門的に行う出版社については日本楽譜出版協会の公式ページを参照（http://j-gakufu.com/pub/）。
（93）楽譜コピー問題協議会の役割や構成等について公式ページを参照 http://www.cars-music-copyright.jp/index.html#1）。JASRAC も同協議会の活動に協力している。
（94）安藤『基礎編』一八三－一八四頁。
（95）安藤『基礎編』二九四－二九五頁。
（96）鹿毛丈司『最新音楽著作権ビジネス―音楽著作権から音楽配信ビジネスまで―』九四頁、一一五－一一六頁（ヤマハミュージックメディア、二〇〇九）。大川正義『最新音楽業界の動向とカラクリがよ～くわかる本（第三版）』一四－一五頁（株式会社秀和システム二〇一三）。業界事情については、津田大介＝牧村憲一著『未来型サバイバル音楽論』一九〇頁、二〇四－二〇七頁、二五二頁（中央公論新社、二〇一〇）を参照。

(97) 増田覚「音楽ネット配信の権利処理を一元化、『Fluzo』が四月一日スタート」INTERNET Watch 記事二〇一〇年三月三一日 http://internet.watch.impress.co.jp/docs/news/20100331_358108.html、二〇一四年一二月一七日最終閲覧)。著作権情報集中処理機構による公式説明「Fluzo システムとは」(http://www.cdc.or.jp/fluzo/fluzo_outline_3.html、二〇一五年一二月二一日最終閲覧)。

(98) ファイル・ウェブ編集部「JASRAC など六団体、違法音楽ファイルを特定する新技術導入を ISP に要請」PHILEweb ニュース二〇一二年六月四日(http://www.phileweb.com/news/d-av/201206/04/30956.html、二〇一四年一二月二六日最終閲覧)。

(99) 第八条の四第二項に関しては既述したように、あくまで公正取引委員会が競争回復措置の内容・方法・程度を判断する場合に一応配慮すべき事項であって、それ以上の拘束力をもつものではないとされている。

(100) 今村ほか編『注解(上)』〔丹宗〕四〇〇頁。正田『全訂独禁法(I)』六二三頁。

(101) 実方『独禁法』五九-六〇頁。実方『寡占と独禁法』一二〇-一二一頁。

(102) e-License の公表資料(http://www.elicense.co.jp/qa/01.html)を参照(二〇一六年一月二日最終閲覧)。

(103) 宅配便運送業も独占的状態ガイドラインに載せられている事業分野ではあるが(二〇一四年度時点)、それは同事業分野の構造と規模(第二条第七項柱書と第一号)の要件が充たされうるからである。実際には複数の事業者が激しく競争している状況にあり、しかも新規参入も行われているため(下請け段階に多い)、独占的状態に該当せず、第八条の四の適用対象ではないと思われる。

(95) 小松美枝「ヤマト運輸の情報経営—戦略的情報システムの事例研究」一橋論叢一一二巻二号三三五頁(一九九四)(以下、小松「ヤマト運輸の情報経営」という)。

(96) 運輸省運輸政策局情報管理部編『運輸経済統計要覧 平成四年版』三四頁(運輸経済研究センター、一九九二)(以下、運輸省『統計要覧』という)。

(97) ヤマト運輸株式会社社史編纂委員会編『ヤマト運輸七〇年史』一六七頁(ヤマト運輸、一九九一)。

(98) NEKO システムの開発経緯や機能、宅急便事業にもたらした飛躍的変化の詳細について、石橋曜子＝高尾恭介著『クロネコヤマトの宅急便〝NEKO システム〟開発ストーリー』三二-一二五頁(アイテック情報処理技術者教育センター、二〇〇五)を参照。

（99）小松「ヤマト運輸の情報経営」三四一頁。
（100）小松「ヤマト運輸の情報経営」三四四頁。
（101）運輸省『統計要覧』三四頁。他方で、ヤマト運輸による荷物の梱包品質や接客態度の向上といった従来の郵便小包等になかった工夫も同社の事業拡大に寄与したと思われる。
（102）国土交通省「平成二四年度宅配便等取扱実績関係資料」二〇一三年八月 http://www.mlit.go.jp/common/001007227.pdf 二〇一四年二月四日に最終閲覧）。
（103）平本健太「情報システムと競争優位」彦根論叢二九八号九九頁（一九九五）。
（104）既存の有力事業者と競争をするために事業基盤を整え、一定の事業規模を備えることが必要であるということは最近、企業の経営者からも指摘されるようになっている。例えば、アメリカの携帯電話会社 T-Mobile の買収にあたって、ソフトバンクの孫正義社長が次のように述べている。「米国の消費者はデータ通信量が少ないのに、より高い使用料を払っている。これは良い状態なのか？」「Sprint と T-Mobile は、米国モバイル市場のキャッシュフローと収益のほとんどを握っている米 Verizon Communications と米 AT&T に対抗できるだけの規模が欠落している。」「上位二社が圧倒的な力を持つアメリカの現状は少数独占の状態にあり、真の競争とは言えない。」上位二社に対抗するためにも「規模の拡大が不可欠だ。」「規模を拡大し、真の競争をもちこむのが肝要。」。

引用記事（引用順）

①ウォール・ストリーナ・ジャーナル記電子版記事「孫正義氏『買収で競争を刺激、米国民の利益に』」二〇一四年三月一二日。
②ITPro by 日経コンピューター電子版記事「ソフトバンク孫社長がＴＶ出演、T-Mobile 買収で「大規模な価格競争を」―海外メディア」二〇一四年三月一二日。
③NHK 電子版記事「ソフトバンク 米携帯四位の買収に意欲」二〇一四年三月一二日。
④読売新聞電子版記事「孫社長『米に真の競争を』Ｔモバイル買収に意欲」二〇一四年三月一二日。